

インド 商標法

1999 年法律第 47 号改正

2003 年 9 月 15 日施行

目次

第 I 章 序

第 1 条 略称，適用地域及び施行

第 2 条 定義及び解釈

第 II 章 商標登録簿及び登録条件

第 3 条 商標登録官及び他の職員の任命

第 4 条 登録官の事件を取下げ又は移転する等の権限

第 5 条 商標登録局及びその支局

第 6 条 商標登録簿

第 7 条 商品及びサービスの分類

第 8 条 アルファベット順索引の公告

第 9 条 登録拒絶の絶対的理由

第 10 条 色彩の制限

第 11 条 登録拒絶の相対的理由

第 12 条 善意の競合使用等の場合の登録

第 13 条 化学元素の名称及び国際的非商標権名称の登録禁止

第 14 条 現存者又は最近の死亡者の名称及び肖像の使用

第 15 条 商標の部分登録及び連続商標の登録

第 16 条 連合商標の登録

第 17 条 商標の部分の登録の効果

第 III 章 登録の手續及び存続期間

第 18 条 登録出願

第 19 条 受理の取下

第 20 条 出願公告

第 21 条 登録異議の申立

第 22 条 訂正及び補正

第 23 条 登録

第 24 条 共有商標

第 25 条 登録の存続期間，更新，抹消及び回復

第 26 条 更新手数料の不納付による登録抹消の効果

第 IV 章 登録の効果

第 27 条 非登録商標の侵害に対する訴訟不能

- 第 28 条 登録により付与される権利
- 第 29 条 登録商標の侵害
- 第 30 条 登録商標の効力の限度
- 第 31 条 効力の一応の証拠となる登録
- 第 32 条 一定の場合における識別性の理由による登録の保護
- 第 33 条 黙認の効果
- 第 34 条 既得権についての例外
- 第 35 条 名称，住所，又は商品若しくはサービスの表示の使用についての例外
- 第 36 条 物品若しくは物質又はサービスの名称又は表示として使用された語についての例外

第 V 章 譲渡及び移転

- 第 37 条 登録所有者による譲渡及び領収書交付の権限
- 第 38 条 登録商標の譲渡性及び移転性
- 第 39 条 非登録商標の譲渡性及び移転性
- 第 40 条 2 以上の排他的権利を生じることになる譲渡又は移転への限定
- 第 41 条 排他的権利がインドの異なる地域で設定される場合の譲渡又は移転に対する限定
- 第 42 条 営業権とともにしない場合の譲渡の条件
- 第 43 条 証明商標の譲渡性及び移転性
- 第 44 条 連合商標の譲渡性及び移転性
- 第 45 条 譲渡及び移転の登録

第 VI 章 商標の使用及び登録使用者

- 第 46 条 設立中の法人等による商標の使用予定
- 第 47 条 不使用を理由とする登録の抹消及び制限
- 第 48 条 登録使用者
- 第 49 条 登録使用者としての登録
- 第 50 条 登録使用者の登録を変更し又は取り消す登録官の権限
- 第 51 条 登録使用者に係る契約書に関する情報を請求する登録官の権限
- 第 52 条 侵害に対する訴訟を提起する登録使用者の権利
- 第 53 条 侵害に対して訴訟を提起する権利のない被許諾使用者
- 第 54 条 譲渡又は移転の権利を有さない登録使用者
- 第 55 条 連合商標又は本質的に同一の商標の 1 の使用を他の 1 の使用と同等とみなす規定
- 第 56 条 輸出取引のための商標の使用及び取引関係変更時の商標の使用

第 VII 章 登録簿の更正及び訂正

- 第 57 条 登録の取消又は変更の権限及び登録簿の更正の権限
- 第 58 条 登録簿の訂正
- 第 59 条 登録商標の変更
- 第 60 条 商品若しくはサービスの分類の補正又は代替に伴う登録簿の記入事項の修正

第VIII章 団体標章

- 第61条 団体標章についての特別規定
- 第62条 特性又は意義に関して誤認されるべきでない団体標章
- 第63条 団体標章の使用を規制する規約を添付すべき出願
- 第64条 登録官による出願及び規約の受理
- 第65条 閲覧に供する規約
- 第66条 規約の補正
- 第67条 団体標章の登録所有者による侵害訴訟
- 第68条 団体標章登録を抹消する追加理由

第IX章 証明商標

- 第69条 証明商標に適用されない本法の一定の規定
- 第70条 証明商標の登録
- 第71条 証明商標の登録出願
- 第72条 登録出願に対する登録官の審査事項
- 第73条 証明商標の登録に対する異議
- 第74条 証明商標の使用を規制する規約の提出
- 第75条 証明商標の侵害
- 第76条 証明商標の侵害を構成しない行為
- 第77条 証明商標の登録の取消又は変更
- 第78条 証明商標の登録によって付与される権利

第X章 織物に関する特別規定

- 第79条 織物
- 第80条 織物の登録に対する限定
- 第81条 反物，綿糸，及び綿より糸の押印表示
- 第82条 見本による織物の品質についての決定

第XI章 審判部

- 第83条 審判部の設置
- 第84条 審判部の構成
- 第85条 部長，副部長，又は他の審判官としての任命資格
- 第86条 部長，副部長，及びその他の審判官の任期
- 第87条 一定の状況において部長の職を代行し又はその職務を遂行する副部長又は最上級審判官
- 第88条 部長，副部長及び他の審判官の給料，手当，及びその他の就業条件
- 第89条 辞任及び罷免
- 第90条 審判部の部員
- 第91条 審判部への審判請求
- 第92条 審判部の手続及び権限
- 第93条 裁判所の管轄権等の禁止

- 第 94 条 審判部への出頭禁止
- 第 95 条 暫定命令を発する条件
- 第 96 条 事件を 1 審判官団から他の審判官団へ移送する部長の権限
- 第 97 条 審判部に対する更正等の申請手続
- 第 98 条 法律手続への登録官の出頭
- 第 99 条 審判部に対する手続における登録官の費用
- 第 100 条 係属手続の審判部への送致

第 XII 章 犯罪，罰則及び手続

- 第 101 条 商標及び取引表示の使用の意義
- 第 102 条 商標の偽造及び不正使用
- 第 103 条 虚偽商標，取引表示等の使用の罰則
- 第 104 条 虚偽商標若しくは取引表示を使用した商品の販売又はサービスの提供に対する罰則
- 第 105 条 再犯又は累犯に対する加重罰則
- 第 106 条 第 81 条違反の反物等の出荷に対する罰則
- 第 107 条 虚偽の商標登録表示に対する罰則
- 第 108 条 営業所が商標登録局と関係がある旨の虚偽表示に対する罰則
- 第 109 条 登録簿への虚偽登録に対する罰則
- 第 110 条 免責規定
- 第 111 条 商品の没収
- 第 112 条 通常業務での一定の従業者の免責
- 第 113 条 被告が登録無効と抗弁した場合の手続
- 第 114 条 会社による犯罪
- 第 115 条 一定の犯罪の裁判管轄権並びに警察官の捜査及び押収権限
- 第 116 条 海路による輸入商品の原産地の証拠
- 第 117 条 弁護又は告訴の費用
- 第 118 条 告訴の時効
- 第 119 条 犯行に関する情報
- 第 120 条 インド国外における行為をインド国内において教唆した場合の処罰
- 第 121 条 刑事裁判所の順守すべき許容変量に関する中央政府の指示

第 XIII 章 雑則

- 第 122 条 善意の行為の保護
- 第 123 条 公務員である一定の者
- 第 124 条 商標登録の効力が問題となった場合の手続の停止等
- 第 125 条 一定の場合に審判部に対してすべき登録簿の更正申請
- 第 126 条 標章を付した商品の販売上の黙示的保証
- 第 127 条 登録官の権限
- 第 128 条 登録官による裁量権の行使
- 第 129 条 登録官に提出する証拠

- 第 130 条 当事者の死亡
- 第 131 条 期間の延長
- 第 132 条 手続の放棄
- 第 133 条 識別性に関する登録官の予備的助言
- 第 134 条 地方裁判所に提起されるべき侵害訴訟等
- 第 135 条 侵害又は詐称通用に関する訴訟における救済
- 第 136 条 一定の手続において起訴されるべき登録使用者
- 第 137 条 登録簿の登録事項についての証拠等及び登録官によりされた事項
- 第 138 条 登録簿等の提出を強制されない登録官及び他の職員
- 第 139 条 商品に原産地の表示をさせる権限
- 第 140 条 虚偽商標を付した輸入商品に関する情報を要求する権限
- 第 141 条 効力の証明書
- 第 142 条 訴訟するとの根拠のない脅迫
- 第 143 条 送達の宛先
- 第 144 条 参酌されるべき取引慣習等
- 第 145 条 代理人
- 第 146 条 無権の代理人又は代表者により登録された標章
- 第 147 条 索引
- 第 148 条 公衆の閲覧に供する書類
- 第 149 条 議会に提出すべき登録官の報告書
- 第 150 条 手数料及び割増手数料
- 第 151 条 第 XII 章の一定の事項についての適用除外
- 第 152 条 1908 年インド登録法に基づき登録できない商標の所有権に関する宣言
- 第 153 条 本法の規定により拘束を受ける政府
- 第 154 条 条約国の国民からの登録出願に関する特別規定
- 第 155 条 相互主義に関する規定
- 第 156 条 障害を排除する中央政府の権限
- 第 157 条 規則制定権限
- 第 158 条 改正
- 第 159 条 廃止及び留保条項

附則(第 158 条参照)改正

第1章 序

第1条 略称，適用地域及び施行

(1) 本法は，1999年商標法と称する。

(2) 本法は，インドの全領域に適用する。

(3) 本法は，中央政府が官報告示により指定する日から施行する。

ただし，本法の異なる規定について異なる日付を指定することができ，当該規定において本法の施行というときは，当該規定の施行を指すものと解釈しなければならない。

第2条 定義及び解釈

(1) 本法において，文脈上他の意味を有する場合を除き，

(a) 「審判部」(Appellate Board)とは，第83条により設置される審判部をいう。

(b) 「譲渡」とは，当事者の行為により書面をもってする譲渡をいう。

(c) 「連合商標」とは，本法により連合商標として登録されたものとみなされ，又は登録されることを必要とする商標をいう。

(d) 「審判官団」(Bench)とは，審判部の審判官団をいう。

(e) 「証明商標」とは，商品の原産地，原材料，製法若しくはサービスの実施法，品質，精度，又はその他の特徴に関して標章の所有者により証明される商品又はサービスについて，取引上使用するのに関連して，証明のない商品若しくはサービスから識別することができる標章であって，第IX章により，当該商品に関して証明商標の所有者としてのその者の名義で，証明商標として登録されたものをいう。

(f) 「部長」(Chairman)とは，審判部長をいう。

(g) 「団体標章」とは，標章の所有者である人々の団体(1932年インド・パートナーシップ法の趣旨におけるパートナーシップではない。)の構成員の商品若しくはサービスを他人の商品若しくはサービスから識別する商標をいう。

(h) 「類似」とは，ある商標が他の商標と類似するため誤認又は混同を生じさせる虞があるとき，当該商標は，他の商標に対して類似するものとみなされる。

(i) 「虚偽の取引表示」とは，次に掲げるものをいう。

(I) それが使用される商品若しくはサービスについての重要事項を偽り又は誤解させる取引表示，又は

(II) 追加，削除，又はその他の方法によるものかを問わず，それが使用される商品若しくはサービスについての取引表示を変更し，その変更により重要事項を偽り又は誤解させることになるもの，又は

(III) それが使用される商品について，商品の標準ヤード又は標準メートル以上のヤード又はメートルを有することを表わし，又は意味する取引表示，又は

(IV) 次の各号に該当する場合の標章，又はその標章の配列若しくは組合せ

(a) その商品が実際の所有者ではない他人の生産物又は品物であると誤認される虞を生じるような方法により商品に使用されるもの

(b) そのサービスが実際の提供者でない他人により提供されるものと誤認される虞を生じるような方法でサービスに関して使用されるもの，又は

(V) 名称又は名称の頭文字が次の各号に該当する場合に，その名称又は名称の頭文字があた

かも取引表示であるかのような方法で、商品又はサービスに対して使用される虚偽の名称又は名称の頭文字

(a) 商標又は商標の一部でないとき、及び

(b) 同一の種類の商品若しくはサービス、又は双方に関して営業している者の名称又は名称の頭文字と同一か又は類似しており、かつ、その者がその名称又は名称の頭文字の使用について承認していないとき、及び

(c) 架空の者又はその商品若しくはサービスに関する営業を善意で営んでいない者の名称又は名称の頭文字であるとき

また、取引表示が商標又は商標の一部である事実は、本法の趣旨において、かかる取引表示が虚偽の取引表示であることを妨げない。

(j) 「商品」とは、取引又は生産の対象となるものすべてをいう。

(k) 「法務審判官」(Judicial Member)とは、本法によりその職に任命された審判部の審判官をいい、部長及び副部長を含む。

(l) 「制限」(その文法的変化を含む。)とは、商標の所有者としての登録によって付与された商標を使用する排他的権利に対する制限をいい、インド国内又はインド国外における使用の態様若しくは分野に関する排他的権利の制限を含む。

(m) 「標章」とは、図形、ブランド、ヘディング、ラベル、チケット、名称、署名、語、文字、数字、商品の形状、包装、若しくは色彩の組合せ、又はそれらの組合せを含む。

(n) 「審判官」(Member)とは、審判部の法務審判官又は技術審判官をいい、部長及び副部長を含む。

(o) 「名称」とは、略称も含む。

(p) 「公示する」とは、登録官により発行される商標公報に公示することをいう。

(q) 「包装」とは、ケース、箱、容器、カバー、フォルダー、貯蔵器、器、小箱、びん、包紙、ラベル、帯、下げ札、リール、枠、カプセル、さや、ふた、栓、及びコルクを含む。

(r) 「許諾使用」(permitted use)とは、登録商標に関して、次の商標の使用をいう。

(i) 次に掲げる商品又はサービスに関する商標の登録使用者による使用

(a) 取引過程でその者が関係するもの、及び

(b) それについて商標登録が現に存続しているもの、及び

(c) それについてその者が登録使用者として登録されているもの、及び

(d) 登録使用者の登録が従うべき条件若しくは制限を順守するもの、又は

(ii) 次に掲げる商品又はサービスに関する、登録所有者及び登録使用者以外の者による使用

(a) 取引過程でその者が関係するもの、及び

(b) それについて商標登録が現に存続しているもの、及び

(c) 当該所有者の契約書による同意によるもの、及び

(d) 登録使用者及び商標登録が従うべき条件若しくは制限を順守するもの

(s) 「所定の」とは、本法に基づいて制定された規則により定められていることをいう。

(t) 「登録簿」とは、第6条(1)に掲げた商標登録簿をいう。

(u) 「登録された」(その文法的変化を含む。)とは、本法に基づき登録されたことをいう。

(v) 商標に関して、「登録所有者」とは、登録簿に商標の所有者として現に登録されている者をいう。

(w) 「登録商標」とは、登録簿に実際に登録され、有効に存続している商標をいう。

- (x) 「登録使用者」とは、第 49 条により使用者として現に登録されている者をいう。
- (y) 「登録官」とは、第 3 条に掲げた商標登録官をいう。
- (z) 「サービス」とは、潜在的使用者に利用可能な何らかのサービスであって、銀行、通信、教育、融資、保険、チャットファンド(相互扶助金融組織)、不動産、輸送、貯蔵、素材処理、加工、電気その他のエネルギー供給、寄宿、下宿、演芸、娯楽、建築、修理、ニュース若しくは情報の伝達、及び広告などの工業的又は商業的事項の営業に関連するサービスの提供を含む。
- (za) 「取引表示」とは、次に掲げるものに関する直接的若しくは間接的な記述、記載、又はその他の表示をいう。
- (i) 商品の数、量、寸法、容積、又は重量
- (ii) 取引において通常用いられ又は認められている分類に従う商品若しくはサービスの品質規準
- (iii) 1940 年医薬及び化粧品法(Drugs and Cosmetics Act)において定義された「医薬品」又は 1954 年不正食品防止法(Prevention of Food Adulteration Act)において定義された「食品」に属する商品の用途適合性、強度、機能、若しくは作用、又は
- (iv) 商品若しくはサービスが、場合に応じて、製造、生産若しくは提供された場所若しくは国又は時期、又は
- (v) 製造者、サービス提供者、若しくは注文者の名称及び住所又はその他の同一性に関する表示、又は
- (vi) 商品の製造若しくは生産の方法、若しくはサービス提供の方法、又は
- (vii) 商品を構成する原材料、又は
- (viii) 現存の特許権、特権、又は著作権の対象である商品
- なお、次の表示を含む。
- (a) 商慣習によって前記のものの何れかの表示と通常考えられる標章の使用に関する表示
- (b) 通関申告書又は積荷送り状に記載されている輸入商品に関する表示
- (c) 前記のものの全部又は一部であると誤認される虞があるその他の表示
- (zb) 「商標」とは、図形的に表現でき、かつ、ある者の商品又はサービスを他人の商品又はサービスから識別できる標章をいい、商品の形状、その包装、及び色彩の組合せを含み、次に掲げるものをいう。
- (i) 第 XII 章(第 107 条を除く。)の規定に関しては、商品又は場合に応じてサービスと、所有者としてその標章を使用する権利を有する者との間に存する取引上の結合関係について、表示し又は表示しようとする目的をもって、商品又はサービスに関して使用する登録商標又は標章、及び
- (ii) 本法の他の規定に関しては、商品又は場合に応じてサービスと、所有者として又は許諾使用の方法により当該標章を使用する権利を有する者との間に存する取引上の結合関係について、その者の同一性の表示の有無に拘らず、表示し又は表示しようとする目的をもって、商品又はサービスに関して使用し又は使用しようとする標章であって、証明商標又は団体標章を含む。
- (zc) 「移転」とは、法の施行による移転、死亡者の人格代表者による相続、及びその他の方式での移転であって、譲渡でないものをいう。
- (zd) 「技術審判官」とは、法務審判官でない審判官をいう。

(ze) 「審査審判廷」とは、当該事件の手続が係属している登録官，又は場合に応じて審判部をいう。

(zf) 「副部長」とは、審判部の副部長をいう。

(zg) 商品又はサービスに関して「周知商標」とは、当該商品を使用し又は当該サービスを受ける公衆の実質的大部分に周知となっている標章であって、他の商品又はサービスに関する当該標章の使用が、それら商品又はサービスと、最初に述べた商品又はサービスに関して当該標章を使用する者との間の取引過程若しくはサービス提供過程における結合関係を表示するものと考えられる虞がある標章をいう。

(2) 本法において、文脈上他の意味を有する場合を除き、

(a) 「商標」というときは、「団体標章」又は「証明商標」も含む。

(b) 標章の使用というときは、標章が印刷された表示又は他の可視的な表示の使用をいうものと解釈する。

(c) 標章の使用というときは、

(i) 商品に関しては、物理的關係であるか又はその他如何なる關係であるかを問わず、当該商品についての標章の使用をいうものと解釈する。

(ii) サービスに関しては、当該サービスの利用可能性、提供、又は実施についての記述若しくはその一部としての当該標章の使用をいうものと解釈する。

(d) 登録官は、第3条(2)により登録官の業務を遂行する公務員をいう場合も含むものと解釈する。

(e) 商標登録局(Trade Marks Registry)は、商標登録局の支局をいう場合も含むものと解釈する。

(3) 本法の適用上、商品若しくはサービスについて、それらの商品が同一営業において販売若しくはその他取引される可能性があり、又はそれらのサービスが同一営業により提供される可能性があるときは、相互に関連しているものとし、かつ、商品表示及びサービス表示についても同様とする。

(4) 本法の適用上、「現存の登録商標」とは、本法施行直前の1958年商標及び商品標法(Trade and Merchandise Marks Act)に基づいて登録された商標をいう。

第 11 章 商標登録簿及び登録条件

第 3 条 商標登録官及び他の職員の任命

(1) 中央政府は、官報告示により、特許意匠商標長官と称する者を任命し、その者は、本法の適用上、商標登録官とする。

(2) 中央政府は、登録官の指揮監督の下に、本法に基づく登録官の業務を遂行するのに適当と認める他の職員を任命し、登録官は、当該職員に対してその業務を遂行する権限を随時付与する。

第 4 条 登録官の事件を取下げ又は移転する等の権限

第 3 条(2)の規定の原則を害することなく、登録官は、書面による命令により、かつ、それに理由を記載して、前記(2)により任命された職員に係属している事項を取り下げ、かつ、自身で当該事項を最初から若しくは当該事項をそのように取り下げた段階から取り扱うか又はそのように任命された他の職員に移転することができ、当該他の職員は、当該移転命令における特別指示に従い、最初から若しくはそのように移転させられた段階から当該事項を遂行することができる。

第 5 条 商標登録局及びその支局

(1) 本法の適用上、商標登録局と呼ぶ登録官庁を設置し、1958 年商標及び商品標法に基づいて設置された商標登録局を本法に基づく商標登録局とする。

(2) 商標登録局の本局は、中央政府が定める場所において設置し、かつ、商標登録事務の便宜のために中央政府が適当と認める場所において商標登録局の支局を設置する。

(3) 中央政府は、官報告示により、商標登録局の支局がその業務を執行する管轄地域を定める。

(4) 商標登録局の公印を置く。

第 6 条 商標登録簿

(1) 本法の適用上、商標登録簿と呼ぶ記録を商標登録局の本局に保管し、この商標登録簿には、所有者の名称、住所及び表示、譲渡及び移転の届出、登録使用者の名称、住所及び表示、並びに登録商標に関する所定の条件、制限、及びその他の事項を記載して、すべての登録商標が登録される。

(2) (1)に拘らず、登録官が、所定の安全保護措置に従い、当該記録の全部若しくは一部をコンピュータ・フロッピーディスク又は他の電子形式で保管することは、適法とする。

(3) 前記登録簿が(2)により全部又は一部がコンピュータに保存される場合において、本法において登録簿への登録というときは、コンピュータ又は他の電子形式で保存された登録をいうものと解釈する。

(4) 信託に関する通知については、明示的か、黙示的か、又は推定的かを問わず、これを商標登録簿には登録しない。かつ、信託に関する通知は、登録官において受理しない。

(5) 商標登録簿は、登録官の管理及び統制の下に保管される。

(6) 登録簿の副本及び第 148 条に掲げるその他の書類で中央政府が官報告示により指示するものの副本を、商標登録局の各支局において保管する。

(7) 本法の施行時に現存の商標登録簿は、A 部及び B 部ともに本法による登録簿と合体し、その一部を構成する。

第 7 条 商品及びサービスの分類

(1) 登録官は、できる限り、商標登録のための商品及びサービスの国際分類に従い、商品及びサービスを分類する。

(2) 商品又はサービスの該当する類に関して疑義があるときは、当該事項について最終決定権を有する登録官が決定する。

第 8 条 アルファベット順索引の公告

(1) 登録官は、所定の方法により、第 7 条に掲げた商品及びサービスの分類についてのアルファベット順索引を公告する。

(2) (1)により公告された商品及びサービスのアルファベット順索引において何らかの商品又はサービスが指定されていない場合は、商品又はサービスの分類については、登録官が第 7 条(2)に従いこれを決定する。

第 9 条 登録拒絶の絶対的理由

(1) 次に掲げる商標は、登録することができない。

(a) 識別性を欠く商標、すなわち、ある者の商品若しくはサービスを他人の商品若しくはサービスから識別できないもの

(b) 取引上、商品の種類、品質、数量、意図する目的、価値、原産地、若しくは当該商品生産の時期若しくはサービス提供の時期、又は当該商品若しくはサービスの他の特性を指定するのに役立つ標章又は表示から専ら構成されている商標

(c) 現行言語において又は善意の確立した取引慣行において慣習的となっている標章又は表示から専ら構成されている商標

ただし、商標は、登録出願日前に、その使用の結果として識別性を獲得しているか又は周知商標であるときは、登録を拒絶されない。

(2) 標章は、次のときは、商標として登録されない。

(a) 公衆を誤認させるか又は混同を生じさせる内容のものであるとき

(b) インド国民の階級若しくは宗派の宗教的感情を害する虞がある事項からなり又はそれを含んでいるとき

(c) 中傷的若しくは卑猥な事項からなり又はそれを含んでいるとき

(d) その使用が 1950 年紋章及び名称(不正使用防止)法(Emblems and Names(Prevention of Improper Use)Act)により禁止されているとき

(3) 標章は、それが専ら次のものから構成されているときは、商標として登録されない。

(a) 商品自体の内容に由来する商品の形状、又は

(b) 技術的成果を得るため必要な商品の形状、又は

(c) 商品に実質的な価値を付与する形状

説明 - - 本条の適用上、使用しており又は使用しようとする商標に係る商品又はサービスの内容は、登録拒絶の理由とはされない。

第 10 条 色彩の制限

- (1) 商標は、その全部又は一部について、2 以上の色彩の何らかの組合せに制限することができ、かつ、当該制限については商標の識別性を決定すべき審査審判廷によって参酌される。
- (2) 商標が色彩の制限なしに登録される限りにおいて、すべての色彩について登録されたものとみなす。

第 11 条 登録拒絶の相対的理由

- (1) 第 12 条を除き、商標は、次のときは登録されない。
 - (a) 先の商標とのその同一性、及び当該商標が適用された商品又はサービスの類似性により、又は
 - (b) 先の商標とのその類似性、及び当該商標が適用された商品又はサービスの同一性若しくは類似性により、
公衆に混同を生じさせる虞が存在し、それが先の商標と関連する虞を含むとき。
- (2) 商標であって、
 - (a) 先の商標と同一又は類似するもの、及び
 - (b) 異なる所有者の名義で先の商標が登録されている商品又はサービスと類似しない商品又はサービスに対して登録されるべきものについては、
当該先の商標がインドにおける周知商標であり、かつ、後の標章の使用が正当な理由なく当該先の商標の識別性若しくは評判を不当に利用するか若しくはそれを損なう虞があるときは又はその範囲まで、登録されない。
- (3) 商標は、次の法律により、インドにおけるその使用を防止すべきときは又はその範囲まで、登録されない。
 - (a) 業として使用される非登録商標を保護する法律(特に、詐称通用に関する法律)、又は
 - (b) 著作権法
- (4) 本条は、先の商標又は他の先の権利の所有者が登録に同意する場合における商標の登録を一切妨げるものではない。その場合、登録官は、第 12 条による特別の状況があるものとして当該標章を登録することができる。
説明 - - 本条の適用上、先の商標とは、次のものをいう。
 - (a) 登録商標又は第 154 条に掲げた条約出願であって、該当する場合は当該商標に係り主張された優先権を参酌して、当該商標の出願日より早い出願日を有するもの
 - (b) 商標であって、当該商標の登録出願日、又は該当する場合は当該出願に係り主張された優先日において、周知商標として保護される権利のあったもの
- (5) 商標は、(2)及び(3)に規定された理由の 1 又は 2 以上に関する拒絶理由が異議手続において先の商標の所有者により提起されない限り、前記規定の理由によっては登録を拒絶されない。
- (6) 登録官は、商標が周知商標であるか否かを決定するに当たり、商標を周知商標として決定するのに関連すると登録官が認める事実について、次の事項を含め、参酌しなければならない。
 - (i) 当該商標の使用促進の結果として得られたインドにおける知識を含め、公衆の関係宗派における当該商標についての知識又は認識
 - (ii) 当該商標の使用についての期間、範囲、及び地域

(iii) 当該商標が適用される商品若しくはサービスについての博覧会若しくは展示会における広告又は宣伝及び紹介を含め、当該商標の使用促進についての期間、範囲、及び地域

(iv) 本法に基づく当該商標の登録又は登録出願についての期間及び地域であって、当該商標の使用又は認識を反映している範囲

(v) 当該商標に関する諸権利の成功裡の執行記録、特に、当該商標が当該記録に基づいて裁判所又は登録官により周知商標として認識された範囲

(7) 登録官は、商標が(6)の適用上、公衆の関係宗派において周知であり又は認識されているか否かを決定するに当たり、次の事項を参酌しなければならない。

当該商標が適用される商品又はサービスについて、

(i) 実際の又は潜在的な消費者の数

(ii) 流通経路に介在する人員の数

(iii) それを取り扱う業界

(8) 商標が裁判所又は登録官によりインドの公衆の少なくとも1の関係階層において周知である旨決定された場合は、登録官は、当該商標を本法に基づく登録のため周知商標であると認めなければならない。

(9) 登録官は、商標が周知商標であるか否かを決定するため次の何れも条件として要求することができない。すなわち、

(i) 当該商標がインドにおいて使用されていること

(ii) 当該商標が登録されていること

(iii) 当該商標登録がインドにおいて出願されていること

(iv) 当該商標が、

(a) インドにおいて周知であること、又は

(b) インドにおいて登録されていること、又は

(c) インドにおいてされた登録出願に係り、インド以外の管轄権の下にあること。又は

(v) 当該商標がインドにおける公衆全般に周知であること

(10) 商標登録出願及びそれに係る異議申立を審査するに当たり、登録官は、

(i) 同一又は類似の商標に対して周知商標を保護しなければならない、かつ

(ii) 商標権に影響を及ぼす、出願人若しくは異議申立人の何れかに含まれた悪意を参酌しなければならない。

(11) 商標が登録官に重要な情報を開示して善意で登録された場合、又は商標についての権利が本法の施行前に善意の使用を通じて取得された場合は、本法は、当該商標が周知商標と同一又は類似するとの理由では、当該商標登録又は当該商標使用の権利の有効性を一切害さない。

第12条 善意の競合使用等の場合の登録

善意の競合使用の場合又は登録官が相当と認めるその他特別の状況がある場合は、登録官は、同一又は類似の商品若しくはサービスに係り(当該商標が登録済か否かを問わず)2人以上の商標の所有者による登録について、登録官が相当と認める条件及び制限があればそれを付して、許可することができる。

第 13 条 化学元素の名称及び国際的非商標権名称の登録禁止

- (a) 化学物質若しくは調製品に係る単一の化学元素又は単一の化合物(混合物とは区別される。)について普通使用され、かつ、認められている名称である語、又は
- (b) 世界保健機関により国際的非商標権名称として宣言され、かつ、登録官により所定の方法で随時公示される語、又は前記名称に酷似する語は、
- 商標として一切登録されないものとし、このような登録については、第 57 条の適用上、状況から必要とされる十分な理由を欠く登録又は誤って存続されている登録とみなす。

第 14 条 現存者又は最近の死亡者の名称及び肖像の使用

現存の者又は商標登録の出願日前 20 年以内に死亡した者と関係があるかのような虚偽の暗示を与える商標の登録出願があったときは、登録官は、その出願の処理前に、当該商標に表れる関係についてその現存者又は場合に依りてその死亡者の法律上の代表者からの同意書の提出を出願人に対して求めることができ、かつ、当該出願人が登録官に対してこの同意書を提出しない限り、当該出願の処理を拒絶することができる。

第 15 条 商標の部分登録及び連続商標の登録

- (1) 商標の所有者が商標の一部を分離して排他的に使用する権利があると主張するときは、その者は、その全部又は一部を分離商標として登録出願をすることができる。
- (2) 各分離商標は、独立の商標に適用されるすべての条件及び独立の商標のすべての付帯事項を充足しなければならない。
- (3) 同一若しくは類似の商品若しくはサービス又は同一若しくは類似の種類の商品若しくはサービスに係る数個の商標であって、本質的な事項においては相互に類似するが、次に掲げる点で相違する商標について、その所有者であることを主張する者がそれらの登録を受けようとするときは、連続商標として 1 件による登録を受けることができる。
- (a) 各個別に使用し又は使用しようとする商品若しくはサービスについての表示、又は
- (b) 数、価格、品質、又は産地名の表示、又は
- (c) 商標の同一性に本質的には影響しない非識別性のその他の事項、又は
- (d) 色彩

第 16 条 連合商標の登録

- (1) 何らかの商品若しくはサービスに係る登録商標又は登録出願中の商標が、同一又は同種の商品若しくは同一又は同種のサービスについて、同一所有者名義による他の登録商標又は登録出願中の商標と同一であり、又は所有者以外の他人が使用すれば誤認若しくは混同を生じる虞がある程に類似する場合は、登録官は、いつでも当該商標を連合商標として登録すべき旨を命令することができる。
- (2) 同一所有者名義で、前項にいう同一又は同種の商品若しくはサービスに関連している商品及びサービスに係り登録されているか又は登録出願中である複数の標章の同一性若しくは類似性が存在する場合は、(1)は、同一若しくは同種の商品又は同一若しくは同種のサービスに係り同一所有者名義で登録されるか又は登録出願中である複数の標章の同一性若しくは類似性が存在する場合と同様に、適用される。
- (3) 商標及び商標の一部が、第 15 条(1)の規定に従って、同一所有者の名義で分離商標とし

て登録された場合は、それらの商標は、連合商標とみなされ、かつ、連合商標として登録される。

(4) 第 15 条(3)の規定に従って連続商標として 1 件により登録されたすべての商標は、連合商標とみなされ、かつ、連合商標として登録される。

(5) 連合商標として登録された 2 以上の商標の登録所有者によって所定の方法でされた申請により、登録官は、指定商品若しくはサービス又は双方の何れに関しても当該商標が何人によって使用されても誤認又は混同を生じる虞がないと納得するときは、当該連合を解除し、かつ、それに応じて登録簿を補正することができる。

第 17 条 商標の部分の登録の効果

(1) 商標が数件の事項から構成されているときは、その登録は、所有者に当該商標全体としての使用の排他的権利を付与する。

(2) (1)に拘らず、商標が、

(a) 何らかの部分を含み、それが、

(i) 所有者による商標としての登録のための分離出願の主題でないか、若しくは

(ii) 所有者により商標として分離して登録されていない部分であるとき、又は

(b) 商標が、取引にとり通常である事項若しくは識別性のない事項を含むときは、

その登録は、その登録商標の全体の一部のみを構成する事項についての排他的権利を付与しない。

第 III 章 登録の手續及び存続期間

第 18 条 登録出願

(1) 自己が使用し又は使用しようとする商標の所有者であることを主張し、その商標の登録を受けようとする者は、所定の方法により書面をもって登録官に対して自己の商標の登録を出願しなければならない。

(2) 異なる類の商品及びサービスの商標登録について、単一出願をすることができ、それに対して納付を要する手数料は、商品又はサービスの各類当たりとする。

(3) (1)による各出願は、出願人のインドにおける主営業所の所在地、又は共同出願のときは、インドに営業所を有するとして願書に筆頭で記載されている出願人のインドにおける主営業所の所在地を管轄する商標登録局の支局に提出しなければならない。

ただし、出願人又は何れかの共同出願人がインドにおいて営業を行っていないときは、願書は、願書に記載されたインドにおける送達の宛先を管轄する商標登録局の支局に提出しなければならない。

(4) 本法の規定に従うことを条件として、登録官は、出願を受理せず、又は無条件に、若しくは適当と認める補正、変更、条件若しくは制限がある場合はそれを付して、これを受理することができる。

(5) 出願の不受理又は条件付受理の場合は、登録官は、当該不受理又は条件付受理の理由及びその決定に用いた資料を書面に記録しておかなければならない。

第 19 条 受理の取下

商標の登録出願の受理後、その登録前に、登録官において、

(a) 当該出願が誤って受理されたものであること、又は

(b) 商標を不登録とすべき状況、又は条件若しくは制限を付し、又は当該出願を受理した際に従うべき当該条件若しくは制限に対して付加的であるか又は異なる条件若しくは制限を付して、登録すべき状況があること、

について納得するときは、登録官は、希望があれば出願人を聴聞した後、当該受理を取り下げることができる。かつ、当該出願を受理しなかった場合と同様に、手続を進めることができる。

第 20 条 出願公告

(1) 商標登録出願が、無条件に、又は条件付若しくは制限付で受理されたときは、登録官は、受理後できる限り速やかに、当該出願受理を所定の方法で公告しなければならない。この公告には、受理の際付せられた条件又は制限があれば、これを共に公告しなければならない。ただし、出願が第 9 条(1)並びに第 11 条(1)及び(2)が適用される商標に関するとき、又は特別の状況により適当と認められるときは、登録官は、受理する前に当該出願を公告させることができる。

(2) 登録官は、

(a) 出願が(1)により受理前に公告されたとき、又は

(b) 出願の公告後に、

(i) 願書の誤記が訂正され、又は

(ii) 第 22 条により願書の補正が認められたときは、
自己の裁量により出願の再公告をすることができるものとし、又は(b)に該当する場合は出願の再公告に代えて、当該願書についてされた訂正又は補正を所定の方法により公告することができる。

第 21 条 登録異議の申立

(1) 何人も、登録出願の公告若しくは再公告のあった日から 3 月以内、又は所定の方法により所定の手数料を納付して登録官に申請し登録官が許可した場合は総計 1 月を超えない追加期間内に、所定の方法により書面をもって登録官に対して登録異議の申立をすることができる。

(2) 登録官は、登録出願人に対して異議申立書の副本を送達しなければならない。出願人は、異議申立書の副本の送達を受けたときから 2 月以内に所定の方法により自己の出願を理由あるものとする答弁書を登録官に対して提出しなければならない。答弁書を提出しないときは、出願人は、当該出願を放棄したものとみなされる。

(3) 出願人が答弁書を提出したときは、登録官は、その副本を異議申立人に送達しなければならない。

(4) 異議申立人及び出願人は、証拠があるときは、所定の方法により所定の期間内に、登録官に対してそれを提出しなければならない。登録官は、それらの者の希望があるときは、それらの者に対して聴聞を受ける機会を与えなければならない。

(5) 登録官は、必要と認めるときは関係者の聴聞及び証拠調の後に、登録の可否及び若しあれば登録に対する条件若しくは制限を決定しなければならない。登録官は、異議申立人が主張しない異議事由についても、参酌することができる。

(6) 異議申立人又は異議申立書の副本の送達を受けた後答弁書を提出した出願人が、インドにおける住所を有さず、営業も行っていないときは、登録官は、登録官に対する手続費用の担保を提供すべきことを命じることができる。担保が遅滞なく提供されないときは、登録官は、当該異議申立又は場合に応じて出願が放棄されたものとして取り扱うことができる。

(7) 登録官は、請求があれば、異議申立書又は答弁書の誤記の訂正又は補正を、登録官が適正と認める条件を付して、許可することができる。

第 22 条 訂正及び補正

登録官は、適正と認める条件を付し、第 18 条による登録出願の受理前又は受理後のいつでも出願中若しくはそれに関連の誤記の訂正を許可し、又は出願の補正を許可することができる。ただし、第 18 条(2)に掲げた単一出願に対して補正がされ、それが当該出願の 2 以上の出願への分割を含むときは、最初の出願をした日をそのように分割した分割出願をした日とみなす。

第 23 条 登録

(1) 第 19 条の規定に従い、商標登録出願が受理された場合において、

(a) 異議申立がなく異議申立期間が経過したとき、又は

(b) 異議申立がされ、かつ、その申立が却下されたときは、

中央政府が別段の命令をしない限り、登録官は、前記商標を登録しなければならない。この

場合、当該商標は、前記出願の日付で登録されるものとし、当該日付を、第 154 条の規定に従うことを条件として、登録の日とみなす。

(2) 商標が登録されたときは、登録官は、出願人に対して商標登録局の公印を押捺した所定の様式による登録証を交付する。

(3) 商標登録が、出願人の怠慢により出願日から 12 月以内に完了しないときは、登録官は、所定の方法により出願人に通知の後、当該通知に指定の期間内に登録が完了しない限り、当該出願を放棄されたものとして取り扱うことができる。

(4) 登録官は、誤記又は明らかな錯誤を訂正するために登録簿又は登録証を補正することができる。

第 24 条 共有商標

(1) (2)に規定する場合を除き、本法は、商標を独立して使用し又は使用しようとする 2 人以上の者の登録を共有者として一切認めるものではない。

(2) 1 商標に利害関係のある 2 人以上の者の間の関係が、それらの者の何れもが自己と他の 1 人又は 2 人以上の他人との間におけるように当該商標を使用することができないが、

(a) 両者若しくは全員のために、又は

(b) 両者若しくは全員が取引上関係がある物品若しくはサービスに関して使用する場合に限り、それを使用できる関係であるときは、

それらの者は、共有者として登録を受けることができるものとし、かつ、本法は、それらの者に付与された商標を使用する権利に対して当該権利が 1 人に付与された場合と同様の効果を有する。

第 25 条 登録の存続期間、更新、抹消及び回復

(1) 本法の施行後の商標登録の存続期間は、10 年とする。ただし、本条の規定に従い、存続期間を随時更新することができる。

(2) 商標の登録所有者が、所定の方法により所定の期間内に、所定の手数料を納付して、登録更新の申請をしたときは、登録官は、原登録の期間満了の日又は場合に応じて最後の登録更新の期間満了の日(この日を本条においては最後の登録の期間満了の日という。)から 10 年間、商標登録の存続期間を更新する。

(3) 商標の最後の登録期間が満了する日以前における所定の時期に、登録官は、登録所有者に対して、当該満了の日、登録を更新するための手数料の支払条件、及びその他の条件を、所定の方法により通知しなければならない。所定の期間満了時にそれらの条件が適法に充足されないときは、登録官は、当該商標を登録簿から抹消することができる。

ただし、申請が所定の様式でされ、所定の手数料及び割増手数料が当該商標の最後の登録期間満了の日から 6 月以内に納付されたときは、登録官は、当該商標を登録簿から抹消せず、(2)により 10 年間、商標登録の存続期間を更新する。

(4) 登録官は、商標が所定の手数料の不納付のために登録簿から抹消された場合において、商標の最後の登録の期間満了の日から 6 月を経過し、かつ 1 年以内に、所定の方法により申請を受け、所定の手数料を受理し、相当と納得するときは、登録簿に当該商標を回復させ、当該商標の登録について、通常通りに、又は適当と認める条件若しくは制限を付して、最後の登録の期間満了の日から 10 年間、更新することができる。

第 26 条 更新手数料の不納付による登録抹消の効果

商標が更新手数料の不納付のため登録簿から抹消されたときにおいても，抹消の日から 1 年間は他の商標登録出願との関係では，登録商標であるものとみなされる。ただし，審査審判廷が次の各号に該当すると納得した場合は，この限りでない。

- (a) 抹消された商標について，その抹消の直前 2 年間に善意の業としての使用がなかったこと，又は
- (b) 抹消された商標が従前使用されていたとの理由により，登録出願の対象である商標の使用から誤認又は混同を生じる虞がないこと

第 IV 章 登録の効果

第 27 条 非登録商標の侵害に対する訴訟不能

(1) 何人も、登録されていない商標の侵害に対しては、差止又は損害賠償の訴訟を提起することができない。

(2) 本法の如何なる規定も、商品若しくはサービスを他人の商品若しくは他人により提供されたサービスと詐称通用させる者に対する訴訟を提起する権利又はそれに関する救済措置に影響を及ぼすものではない。

第 28 条 登録により付与される権利

(1) 本法の他の規定に従うことを条件として、商標登録が有効なときは、商標の登録所有者に対して、商標登録に係る商品又はサービスについての商標の排他的使用の権利、及び当該商標の侵害に係る救済を本法に規定の方法により取得する排他的権利が付与される。

(2) (1)による商標の排他的使用の権利は、その登録に付された条件又は制限に従う。

(3) 2人以上の者が同一又は相互に類似する商標の登録所有者であるときは、それらの何れかの商標の排他的使用の権利は(それら各人の商標権が、商標登録簿に登録の際に付された条件又は制限を受けることを除き)、当該商標の登録のみでは、その中の他の者に対抗するものとして何れか1人によって取得されたものとはみなさず、それらの各人は、単独の登録所有者が有するのと同様の権利を他の者(許諾使用による登録使用者を除く。)に対して有するものとみなす。

第 29 条 登録商標の侵害

(1) 登録商標は、登録所有者でない者又は許諾使用による使用者でない者であって、その商標と同一又は類似の標章を、商標登録の指定商品若しくはサービスについて、当該標章の使用を商標として使用するものであると誤認される虞がある方法により、業として使用する者によって、侵害される。

(2) 登録商標は、登録所有者でない者又は許諾使用による使用者でない者が、業として標章を使用し、その標章が、次の理由により公衆に混同を生じさせる虞があるか又は登録商標との関連性を有する虞があるときは、侵害される。

(a) 登録商標との同一性及び当該登録商標に係る商品若しくはサービスの類似性、又は

(b) 登録商標との類似性及び当該登録商標に係る商品若しくはサービスの同一性若しくは類似性、又は

(c) 登録商標との同一性及び当該登録商標に係る商品若しくはサービスの同一性

(3) (2)(c)に該当する場合は、裁判所は、それは公衆に混同を生じさせる虞があるものと推定する。

(4) 登録商標は、登録所有者でない者又は許諾使用による使用者でない者が、業として標章を使用し、それが次の標章であるときは、侵害される。

(a) 登録商標と同一又は類似の標章、及び

(b) 指定商品又はサービスと類似しない商品又はサービスに関して使用される標章、及び

(c) 登録商標がインドにおいて評判が高く、かつ、正当な理由のない標章の使用が当該登録商標の識別性若しくは評判を不当に利用し又はそれを損なう標章

(5) 登録商標は、当該登録商標を自己の商号若しくは商号の一部として、又は指定商品若しくはサービスを取り扱う会社の社名若しくは社名の一部として使用する者によって、侵害される。

(6) 本条の適用上、ある者は、特に次の場合は、登録商標を使用したものとする。

(a) 商標を商品又は商品の包装に貼付する場合

(b) 登録商標の下で、商品を販売のため申し出若しくは展示し、市場に出し、又はそれらの目的で貯蔵し、又は登録商標の下でサービスを申し出若しくは供給する場合

(c) 商標の下で商品を輸入し又は輸出する場合、又は

(d) 登録商標を営業文書又は広告に使用する場合

(7) 登録商標は、当該登録商標を、営業文書として商品に貼付け若しくは商品を包装するため、又は商品若しくはサービスの広告のために使用することを意図する材料に適用する者によって侵害される。ただし、その者が当該標章の適用時に、当該標章の適用が所有者又は使用権者により正当に授權されていないことを知っていたか又はそのことを信じるに足る理由があったことを前提とする。

(8) 登録商標は、当該商標の広告が次に掲げる場合は、その広告によって侵害される。

(a) 工業又は商業事項における善意の慣行を不当に利用し、かつ、それに反する広告、又は

(b) その識別性を損なう広告、又は

(c) 当該商標の評判に反する広告

(9) 登録商標の識別性の要素が語から構成され又はそれを含む場合は、商標は、それらの語の口頭使用、及び視覚的表現によって、侵害されることがあり、本条において標章の使用というときは、それに応じて解釈しなければならない。

第30条 登録商標の効力の限度

(1) 第29条は、商品若しくはサービスを所有者のものとして特定することを目的とする、何人かによる登録商標の使用を妨げるものと一切解釈してはならない。ただし、その使用が、

(a) 工業又は商業事項の善意の慣行に従う使用であり、かつ

(b) 当該商標の識別性又は評判を不当に利用し又はそれを損なう程の使用ではないことを前提とする。

(2) 登録商標は、次の場合は、侵害されない。

(a) 商品若しくはサービスに関する使用が商品若しくはサービスの種類、品質、数量、意図する目的、価値、原産地、商品生産又はサービス提供の時期、又はその他の特性を表示する場合

(b) 条件若しくは制限を付して商標が登録されており、何れかの場所において販売その他取引される商品について、又は何れかの市場に対して輸出される商品について、又はインド国外の何れかの場所若しくは国において利用され若しくは受け入れ可能なサービスについて、又はそれらの条件若しくは制限に鑑みて登録の効力が及ばない他の何らかの状況の下で、何らかの方法により、商標を使用する場合

(c) 何人かによる商標の使用であって、

(i) 商標の所有者又は登録使用者と取引上関係がある商品について、登録所有者又は許諾された使用方法に従う登録使用者がその商品又はそれが一部を構成しているものに関して商標を適用し、かつ、その後それを抹消若しくは削除しなかったか、又はいつでも当該商標の使

用に明示的若しくは黙示的に同意していた場合

(ii) 前記商標の所有者又は許諾された使用方法に従う登録使用者が商標を適用したサービスについて、当該商標使用の目的及び効果が、それらのサービスが所有者又は登録使用者により実施されたことを、事実に従い表示することである場合

(d) 本法に基づき登録によって付与された権利を侵害することなく商標が使用されてきており、又は差し当たり使用される筈の他の商品若しくはサービスの一部を形成するのに適合し又はそれに付随するのに適合した商品について、当該商標の使用が、商品若しくはサービスがそのように適合していることを表示するのに合理的に見て必要であり、かつ、当該商標の使用の目的及び効果が、事実に従うのではなく、何れかの者と当該商品又は場合に依じてサービスとの取引上の関連を表示する以外の何物をも表示するものでない場合

(e) 本法に基づき登録された2以上の同一又は相互に類似する商標の1を、本法に基づく登録によって付与された当該商標使用の権利を行使して、使用する場合

(3) 登録商標を付した商品が何人かにより合法的に取得されたときは、当該商品を取得した者又はその者の指示により若しくはその者を介して当該商品を取得した者による当該商品の市場での販売その他の取引は、次の理由のみによっては、当該商標の侵害にはならない。

(a) 当該商品の取得後に当該商標が登録所有者から他の者に譲渡されたこと、又は

(b) 当該商品が所有者により又はその同意を得て、登録商標の下に市場に出されたこと

(4) (3)は、所有者が当該商品の追加取引に反対する正当な理由が存在する場合、特に、商品の状態が市場に出された後に変化し又は悪化した場合は、適用しない。

第31条 効力の一応の証拠となる登録

(1) 本法に基づき登録された商標に関するすべての法律手続(第57条による申請を含む。)において、商標の原登録並びにその後の商標の譲渡及び移転の登録は、その効力の一応の証拠とする。

(2) 前記のすべての法律手続において、登録商標については、当該商標が登録所有者又はその前権利者により使用されてきたものであって登録日には既に識別性を有していたことが立証されるときは、識別性の証拠に関する場合を除き、当該商標が第9条により登録し得る商標ではないこと、及び識別性に関する証拠が登録前に登録官に対して提出されなかったことを理由としては、無効とされない。

第32条 一定の場合における識別性の理由による登録の保護

第9条(1)に違反して商標が登録された場合において、その使用の結果として、登録後かつ当該登録の効力を争う法律手続の開始前に、指定商品又はサービスに関して識別性を獲得したときは、当該登録は、無効と宣言されない。

第33条 黙認の効果

(1) 先の商標の所有者が登録商標の使用について、その使用を知らず、連続して5年間黙認した場合は、その者は、当該先の商標に基づいて次の行為をなす権利をもはや有さない。

(a) 後の商標の登録が無効である旨の宣言を申請すること、又は

(b) そのように使用された商品若しくはサービスに関する後の商標の使用に異議を申し立てること

ただし、当該後の商標の登録が善意で出願されなかった場合は、この限りでない。

(2) (1)が適用される場合は、後の商標の所有者は、先の商標を自己の後の商標に対して援用することがもはやできないにも拘らず、先の商標の使用又は場合に依りて先の権利の利用に対して異議を申し立てる権利を有さない。

第 34 条 既得権についての例外

本法の如何なる規定も、登録商標の所有者又は登録使用者に対して、登録商標と同一又は類似の商標のある者による使用であって、次に掲げる日のうち、何れか早い日の前からその者又はその者の前権利者が継続的に使用していた商品若しくはサービスに関する使用について、これを妨げ又は制限する権限を与えるものではない。

(a) 所有者又はその前権利者が指定商品又はサービスに関して最初に述べた商標を使用した日、又は

(b) 所有者又はその前権利者の名義で、指定商品又はサービスに係る最初に述べた商標が登録された日

また、登録官は(その使用が立証されているときは)、最初に述べた商標が登録されているとの理由のみによっては、先使用に係る商標の登録を拒絶してはならない。

第 35 条 名称、住所、又は商品若しくはサービスの表示の使用についての例外

本法の如何なる規定も、登録商標の所有者又は登録使用者に対して、何人かによる自己の名称若しくは営業所の名称、又は自己の営業の前主の名称若しくは営業所の名称の善意の使用、又は何人かによる自己の商品若しくはサービスの特徴又は品質表示の善意の使用を妨げる権限を与えるものではない。

第 36 条 物品若しくは物質又はサービスの名称又は表示として使用された語についての例外

(1) 商標登録は、当該商標が物品若しくは物質又はサービスの名称若しくは表示として含み又はそれからなる 1 語若しくは複数の語の登録の日より後の使用に係るものであるとの理由のみによっては、無効とはみなされない。

ただし、次の何れかに該当することが立証されたときは、(2)の規定が適用される。

(a) 前記の語が、当該場所において取引をする者によってその物品若しくは物質又はサービスの名称又は表示として周知であり、かつ、一般に使用されているものであって、商標の所有者若しくは登録使用者との取引上関係がある商品若しくはサービス、又は(証明商標の場合は)所有者によって証明された商品若しくはサービスについて使用されているものではないこと、又は

(b) その物品又は物質が以前特許権に基づいて生産されたこと、当該特許権の消滅後 2 年以上の期間が経過したこと、かつ、前記の語がその物品若しくは物質の実用上唯一の名称又は表示であること

(2) (1)のただし書(a)又は(b)に掲げた事実が、何らかの語について立証されたときは、

(a) 第 57 条による手続の目的では、当該商標が前記の語のみからなるときは、当該物品若しくは物質若しくは同種の商品、又は場合に依りてサービス若しくは同種のサービスに係る登録に関する限り、その商標登録は、登録簿に不正に存続しているものとみなす。

(b) その商標に関するその他の法律手続の目的では、
(i) 当該商標が前記の語のみからなるときは、本法又は他の法律により所有者の商標を使用するすべての権利、又は
(ii) 当該商標が前記の語若しくはその他の事項を含んでいるときは、所有者の前記の語を使用するすべての権利については、
当該物品若しくは物質若しくは同種の商品、又は場合に応じてサービス若しくは同種のサービスに関して、(1)のただし書(a)に掲げた使用が初めて周知となり、確立されたものとなった日、又は前記ただし書(b)に掲げた2年の期間満了の日に消滅したものとみなす。

第 V 章 譲渡及び移転

第 37 条 登録所有者による譲渡及び領収書交付の権限

商標の所有者として現に登録簿に登録されている者は、本法の規定及び登録簿から他人に帰属するとされる権利に従うことを条件として、商標を譲渡し、かつ、この譲渡の対価に対して有効な領収書を交付する権限を有する。

第 38 条 登録商標の譲渡性及び移転性

他の法律の反対規定に拘らず、登録商標は、この章の規定に従うことを条件として、関係する営業権とともにするか否かを問わず、かつ、指定商品若しくはサービスの全部又は一部のみの何れでも、譲渡及び移転することができる。

第 39 条 非登録商標の譲渡性及び移転性

非登録商標は、関係する営業権とともにするか否かを問わず、譲渡又は移転することができる。

第 40 条 2 以上の排他的権利を生じることになる譲渡又は移転への限定

(1) 第 38 条及び第 39 条に拘らず、商標の譲渡又は移転の結果、本法によるか他の法律によるかを問わず、

- (a) 同一の商品若しくはサービス、
- (b) 同種の商品若しくはサービス、
- (c) 互いに関連した商品若しくはサービス又は同種の商品若しくはサービス、

に関して互いに類似する商標又は同一の商標を使用する 2 人以上の当事者に排他的使用の権利が存在する状況になる場合において、その権利を行使して当該商標を使用すれば、当該商品及びサービスの類似性並びに商標の類似性に鑑みて、誤認又は混同を生じる虞があるときは、当該商標を譲渡又は移転することができない。

ただし、商標の譲渡又は移転の結果、当事者がそれぞれ有する排他的使用の権利に対して、インドからの輸出を除きインド国内において販売その他の方法により取引される商品について、インド国外の同一市場に対して輸出される商品について、インド国内若しくは国外の何れかの地域において利用できるサービスについて、又はインド国内において受入れ可能なサービスについて、それら 2 人以上の者によっては行使することができない旨の制限が付されているときは、それら制限に鑑みて、譲渡又は移転は、本項により、無効とはみなされない。

(2) 登録商標を譲渡しようとする登録商標の所有者は、所定の方法により登録官に対して状況を説明する事情陳述書を提出することができる。登録官は、登録所有者に対して当該事件の商品若しくはサービスの類似性及び商標の類似性に鑑みて、その意図する譲渡が(1)により無効か否かを記載した証明書を交付することができる。交付された証明書は、審判請求の対象となるものであり、かつ、その証明書が詐欺又は不実表示によって取得されたことが明らかである場合を除き、(1)による譲渡の有効又は無効については、当該有効又は無効が当該事件で説明された事実を依拠する限りにおいて、確定的効力を有する。ただし、譲渡を有効とする証明書の場合は、権利を取得した者が、第 45 条により、証明書交付の日から 6 月以内に権原の登録を申請した場合に限る。

第 41 条 排他的権利がインドの異なる地域で設定される場合の譲渡又は移転に対する限定

第 38 条及び第 39 条に拘らず，商標は，次の状況になる場合は譲渡又は移転することができない。すなわち，譲渡又は移転の結果，本法によるか他の法律によるかを問わず，

(a) 当事者の 1 人について，インド国内において販売その他の方法により取引される商品，又はインド国内において利用のサービス若しくは受入れ可能なサービスに使用を制限された商標の排他的使用の権利が存在する場合，及び

(b) インド国内の他の地域において販売その他の方法により取引される商品，又は利用のサービス若しくは受入れ可能なサービスに使用を制限された，

(i) 同一の商品若しくはサービス，又は

(ii) 同一種類の商品若しくはサービス，又は

(iii) それら商品若しくは当該種類の商品と関連するサービス，又はそれらサービス若しくは当該種類のサービスと関連する商品について，

当事者の他の 1 人について，最初に述べた商標と類似又は同一の商標の排他的使用の権利が存在する場合

ただし，その何れの場合でも，商標を譲渡しようとする所有者又は本法施行以来自己若しくは前権利者に既に商標の移転を受けていると主張する者が，所定の方法により申請する場合において，登録官が，その権利を行使して当該商標を使用しても，あらゆる状況から公共の利益に反さないものと認めるときは，登録官は，その譲渡又は移転を許可することができる。許可された譲渡又は移転は，当該許可が詐欺又は不実表示によって取得したことが明らかでない限り，本条又は第 40 条により無効とはみなされない。ただし，権利を取得した者が，第 45 条により権原の登録申請を，当該許可された日から 6 月以内又は移転の場合は当該許可の日前にしたときに限る。

第 42 条 営業権とともにしない場合の譲渡の条件

登録商標か非登録商標かを問わず，商標の譲渡は，商標が使用されてきた営業権又は現に使用されている営業権とともにする場合を除き，譲受人が，譲渡の日から 6 月以内，又は全体として 3 月を超えない範囲で登録官が許可するその延長期間内に，登録官に対して譲渡の公告に関する指示を申請し，かつ，登録官の命じる様式，方法，及び期間内に公告をしない限り，その効力を生じない。

説明 - - 本条の適用上，次に掲げる商標の譲渡は，商標が使用されている営業の営業権とともにする譲渡とみなす。すなわち，

(a) 指定商品又はサービスの一部のみに係る商標の譲渡であって，それら商品又はサービスのみに関係する営業権の移転に伴ってされるもの，又は

(b) インドからの輸出商品又はインド国外で利用のサービスに使用されている商標の譲渡であって，輸出営業のみの営業権の移転に伴うもの

第 43 条 証明商標の譲渡性及び移転性

証明商標は，登録官の承認を受けなければ譲渡又は移転することができない。この承認のためには，所定の方法により書面をもって，登録官に申請しなければならない。

第 44 条 連合商標の譲渡性及び移転性

連合商標は、分離せず一体としてのみ譲渡及び移転することができる。ただし、本法の規定に従うことを条件として、その他すべての目的については、連合商標は、個別商標として登録されたものとみなす。

第 45 条 譲渡及び移転の登録

(1) 譲渡又は移転によって登録商標を取得した者は、所定の方法により、登録官に対して、自己の権利の登録を申請しなければならない。登録官は、申請の受理及び権原についての納得する証拠に基づいて、譲渡又は移転の対象である商品又はサービスについて譲受人を商標の所有者として登録し、かつ、譲渡又は移転に関する明細を登録簿に登録しなければならない。

ただし、譲渡又は移転の効力について当事者間に紛争があるときは、登録官は、当事者の権利関係が管轄裁判所により決定されるまで、当該譲渡又は移転の登録を拒絶することができる。

(2) (1)による登録官への申請若しくはそれについての命令に対する審判請求、又は第 57 条による申請若しくはそれについての命令に対する審判請求の目的を除き、(1)により登録簿に登録されていない書類又は証書については、登録官又は審判部若しくは裁判所は、譲渡又は移転による商標に対する権原の立証に当り、証拠としてこれを採用しない。ただし、登録官又は場合に応じて審判部若しくは裁判所が別段の命令をするとき、この限りでない。

第 VI 章 商標の使用及び登録使用者

第 46 条 設立中の法人等による商標の使用予定

(1) 登録官が次に掲げることについて納得したときは、出願人がその商標を現に使用せず又は使用する意思がないと認められるという理由のみによっては、如何なる商品又はサービスについても商標の登録出願を拒絶することも、登録を保留することもできない。

(a) 法人が 1956 年会社法(Companies Act)により現在設立中であり、登記される予定で、かつ、出願人がその法人に対してそれらの商品又はサービスについてその商標を使用させるために商標を譲渡する意思があること、又は

(b) 所有者が商標登録後にある者に登録使用者として商標を使用させる意思があること

(2) 第 47 条の規定は、本項により付与された権限に基づいて登録された商標について、同条 (1)(a)における登録出願人として商標を使用する意思についての言及を、登録出願人として当該法人又は登録使用者に商標を使用させる意思についての言及により代替するのと同様の効力を有する。

(3) (1)を適用するに当たり、審査審判廷は、異議申立又は審判請求に関する手続費用について、出願人に対して担保を提供することを命じることができ、出願人が適法に担保を提供しないときは、出願を放棄したのものとして取り扱うことができる。

(4) (1)を適用するに当たり、法人に対して譲渡する意思を有する出願人の名義で商品又はサービスについて商標が登録されたときは、所定の期間内、又は所定の方法に従った申請に基づき登録官が許可した 6 月を超えない延長期間内に、その法人がそれらの商品又はサービスについて商標の所有者として登録されない限り、当該登録は、その期間満了とともに効力を失うものとし、登録官は、登録簿の登録をそれに応じて訂正しなければならない。

第 47 条 不使用を理由とする登録の抹消及び制限

(1) 次に掲げる理由で被害を蒙った何人かによって、登録官又は審判部に対して、所定の方法により申請があったときは、登録商標は、その指定商品又はサービスについて登録簿から抹消することができる。

(a) 商標が、登録出願人としては、自己、又は第 46 条の規定が適用される場合は、当該法人若しくは場合に応じて登録使用者による、それらの商品又はサービスについて使用する善意の意思がなかったにも拘らず、登録され、かつ、実際に当時の所有者により、それらの商品又はサービスについて当該申請の日 3 月前まで善意に使用されなかったこと、又は

(b) 当該申請の日 3 月前までに、当該商標が実際に登録簿に登録された日から引き続き 5 年以上の期間が既に経過し、その期間中、当該商標が登録されていたが、当時の所有者によるそれらの商品又はサービスについての商標の善意の使用がなかったこと

ただし、出願人が第 12 条により当該商品若しくはサービスについて同一若しくは類似の商標を登録する許諾を受けた場合、又は審査審判廷がその者に当該商標の登録許可を与えることを適当と認めた場合を除き、関係日前に又は場合に応じて関係期間中に、当時の所有者による次についての当該商標の善意の使用があったことが明らかにされたときは、審査審判廷は、(a)又は(b)により商品又はサービスについての申請を却下することができる。

(i) 同一種類の商品若しくはサービス、又は

(ii) 指定の商品又は場合に応じて指定のサービスである当該種類のそれら商品若しくはサ

ービスと関連している商品又はサービス

(2) 商標登録に係る指定商品又はサービスについて、

(a) インド国内の特定の場所(輸出される場合を除く。)において販売その他の方法により取引される商品、又はインド国外の特定の市場に対して輸出される商品、又はインド国内の特定の場所において利用若しくは受入れ可能なサービス若しくはインド国外の特定市場において利用できるサービスについて、当該商標の不使用に関する限り、(1)(b)に掲げた状況が存在すると認められ、かつ

(b) 何人かが、当該場所において販売その他の方法により取引される商品、又は輸出される商品、又は利用若しくは受入れ可能なサービス、若しくは当該国において利用できるサービスについての使用に効力が及ぶ登録を受けている商品に係る同一若しくは類似の商標の登録を第12条により許可され、又は審査審判廷がその者に当該商標の登録許可を与えることが適当と認める場合において、

その者が審判部若しくは登録官に対して所定の方法により申請したときは、審査審判廷は、登録がこのような使用に及ぶのを止めることを保証するため適当と認める制限を最初に述べた商標についての登録に対して課すことができる。

(3) 商標の不使用が、法律又は規則により課されたインドにおける商標使用の限定を含む取引上の特殊状況によったものであり、申請の関係する商品若しくはサービスについての商標を放棄する意思又は商標を使用しない意思によるものでなかったことが明らかにされたときは、申請人は、商標の不使用について(1)(b)又は(2)の適用を援用することができない。

第48条 登録使用者

(1) 第49条の規定に従うことを条件として、商標の登録所有者以外の者は、指定商品若しくはサービスの全部又は一部に関するその登録使用者として登録を受けることができる。

(2) 第47条の適用上、又は本法若しくは他の法律により当該使用が重要な他の目的では、商標の許諾使用は、その所有者による使用とみなし、所有者以外による使用とはみなさない。

第49条 登録使用者としての登録

(1) 商標の登録使用者としての登録を受けようとするときは、登録所有者及び登録使用者となる予定の者は、所定の方法に従い書面により共同で登録官に申請しなければならない。この場合、各申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(a) 登録所有者及び登録使用者となる予定の者との間に締結された商標の許諾使用に関する契約書又はその認証謄本、及び

(b) 登録所有者、又は登録官の納得する程にその者に代わり行動することを委任された者により作成され、次の事項を記載した宣誓供述書

(i) 登録所有者と登録使用者となる予定の者との間に存在する関係又は発生させようとする関係についての明細であって、両者の関係から生じる許諾使用に対する所有者の支配の程度、及び登録使用者となる予定の者が唯一の登録使用者であるべきこと又は登録使用者としての登録申請をすることができる者に関するその他の限定を付すべきことが両者の関係の条件であるか否かについての明細を含む。

(ii) 登録を受けようとする商品又はサービス

(iii) 商品若しくはサービスの特徴、許諾使用の態様若しくは場所、又はその他の事項に関

して、若しある場合は提議された条件又は限定

(iv) 許諾使用の期間の有無、及び期限付のときはその存続期間、及び

(c) 登録官の要求又は定めるところによって、提出を要する追加の書類又はその他の証拠

(2) (1)に規定の要件が充足されているときは、登録官は、登録官の納得した商品又はサービスに係り登録使用者となる予定の者を登録しなければならない。

(3) 登録官は、その商標について他に登録使用者があるときはこの者に対して、新たに登録使用者の登録があった旨を所定の方法により通知しなければならない。

(4) 登録官は、申請人より請求があったときは、本条により申請のために提供した情報(登録簿に登録された事項を除く。)が取引上の競争者に漏れないように保証する措置を取らなければならない。

第 50 条 登録使用者の登録を変更し又は取り消す登録官の権限

(1) 第 57 条の規定を害することなく、登録使用者の登録については、

(a) 登録所有者が所定の方法により書面で申請をしたときは、登録官は、その対象である商品若しくはサービスに関して、その登録を変更することができる。

(b) 登録所有者又はその商標の登録使用者若しくは他の登録使用者が、所定の方法により書面で申請をしたときは、登録官は、その登録を取り消すことができる。

(c) 次の各号に該当することを理由として、所定の方法により書面で何人かの申請があったときは、登録官は、その登録を取り消すことができる。すなわち、

(i) 登録使用者が、第 49 条(1)(a)による契約書に従う以外の方法、又は誤認若しくは混同を生じ若しくは生じる虞がある方法によりその商標を使用したこと

(ii) 所有者又は商標使用者が、登録申請の重要事項について、真実の表示をし又は開示をしたとすれば登録使用者の登録が当然拒絶されていた筈のところを、不実表示をし、又はその開示をしなかったこと

(iii) 登録使用者の登録以来状況の変更があり、その登録の取消申請時においてはその登録を正当化できない程になったこと

(iv) 登録申請人が当事者になっている契約によりその者に与えられた権利に鑑みて、その登録がされるべきでなかったこと

(d) 登録官は、その商標の使用に係る指定商品又はサービスの品質に関する登録所有者と登録使用者との間の契約の条項が履行されておらず、又は順守されていないことを理由として、職権によって、又は所定の方法により書面をもってする何人かの申請によって、その登録を取り消すことができる。

(e) 登録官は、登録が失効した商標の指定商品又はサービスに関する登録を取り消すことができる。

(2) 登録官は、登録所有者及び商標の各登録使用者(申請人を除く。)に対して、所定の方法により本条の各申請があった旨を通知しなければならない。

(3) 登録を取り消す手続は、所定の手続とする。

ただし、登録の取消前に、登録所有者は、聴聞を受ける適切な機会を与えられなければならない。

第 51 条 登録使用者に係る契約書に関する情報を請求する登録官の権限

(1) 登録官は、登録使用者の登録の存続期間中はいつでも、登録所有者に書面による通知を出し、第 49 条(1)(a)により提出された契約書が引き続き有効である旨を 1 月以内に確認するよう求めることができる。

(2) 登録所有者が(1)により必要とされる当該確認を 1 月以内に提供できなかったときは、登録使用者は、前記期間の満了直後の日に登録使用者でなくなるものとし、登録官は、その旨を公示しなければならない。

第 52 条 侵害に対する訴訟を提起する登録使用者の権利

(1) 当事者間に存在する契約に従うことを条件として、登録使用者は、(権利の侵害があったときにこれを阻止するための訴訟手続を所有者に求めたが、所有者がこれを無視した場合)自身が登録所有者であるかのように、自己の名義で、登録所有者を(共同)被告として、侵害に対する訴訟を提起することができ、その場合における当該登録使用者の権利義務は、登録所有者の権利義務と一致する。

(2) 他の法律に拘らず、被告の 1 人として追加された登録所有者は、その者が出廷し審理に参加しない限り、訴訟費用の支払義務はない。

第 53 条 侵害に対して訴訟を提起する権利のない許諾使用者

第 2 条(1)(r)(ii)に掲げた者は、侵害に対する訴訟を提起する権利を一切有さない。

第 54 条 譲渡又は移転の権利を有さない登録使用者

本法は、商標の登録使用者に対して譲渡可能又は移転可能な商標使用の権利を一切付与するものではない。

説明 I - - 商標の登録使用者の権利については、次に掲げる場合は、本条の趣旨で譲渡又は移転したものとみなさない。すなわち、

(a) 登録使用者である個人が、関係事業を営むため他人とパートナーシップを結成した場合。ただし、かかる場合でも、その他の点で有効なときは、登録使用者が企業の構成員である場合に限り、当該企業は、その商標を使用することができる。

(b) 登録使用者である企業の組織にその後変更があった場合。ただし、その場合において、その他の点で有効なときは、登録使用者としての登録時に原企業のパートナーが引き続きその組織変更後の企業のパートナーである場合に限り、その組織変更後の企業は、当該商標を使用することができる。

説明 II - - 説明 I の適用上、「企業」は、1932 年インド・パートナーシップ法におけるのと同様の意味を有する。

第 55 条 連合商標又は本質的に同一の商標の 1 の使用を他の 1 の使用と同等とみなす規定

(1) 本法の規定により登録商標の使用について、何らかの目的で立証を必要とする場合において、審査審判廷が適正と認めるときはその限りにおいて、登録連合商標の使用又はその同一性に本質的な影響を及ぼさない付記若しくは変更を施した商標の使用については、その立証を必要とする商標の使用と同等なものとして認めすることができる。

(2) 1 の登録商標の全体の使用については、本法の適用上、その一部であり、かつ、第 15 条

(1)により同一所有者の名義で登録された商標についても、また使用があったものとみなす。
(3) 第 32 条に拘らず、(2)における登録商標の一部の使用は、本法の適用上、その識別性の証拠として確定的なものとはしない。

第 56 条 輸出取引のための商標の使用及び取引関係変更時の商標の使用

(1) インドから輸出される商品若しくはインド国外で利用されるサービスについてインドにおいて商標を使用すること、及びインドから輸出される商品又はインド国外で提供されるサービスについて、インド国内におけるその他の行為であって、インド国内で販売される商品若しくは提供されるサービス若しくはその他の方法で取引される商品又はサービスについて為されたときは、インド国内における商標の使用を構成すると認められるものは、かかる商品又はサービスについて商標を使用することが本法又はその他の法律に基づき重要である何らかの目的のための商標の使用を構成するものとみなす。

(2) 商標の使用者との間に何らかの取引上の関係が存在する商品又はサービスに登録商標を使用しても、前記の者又はその前権利者との間にはこれと異なる関係が存在したか又は現に存在する商品若しくはサービスについてその商標が以前から使用され、又は現に使用されているとの理由のみでは、誤認又は混同を生じる虞があるものとは、みなさない。

第 VII 章 登録簿の更正及び訂正

第 57 条 登録の取消又は変更の権限及び登録簿の更正の権限

- (1) 被害者から審判部又は登録官に対して、所定の方法により申請があったときは、審査審判廷は、登録簿にそれに関して記載されている条件の違反又は不履行を理由として、商標登録を取消又は変更するため、適当と認める命令を発することができる。
- (2) 登録簿における登録事項の脱落若しくは省略、十分な理由なしにされた記載、誤って存続されている記載、登録簿における記載事項の誤記若しくは不備による被害者は、所定の方法により審判部又は登録官に対して、申請をすることができる。審査審判廷は、適当と認めるところに従い、登録事項を記載し、抹消し、又は変更すべき旨を命令することができる。
- (3) 審査審判廷は、本条による手続において、登録簿の更正に関して決定することが必要又は適当である事項について、決定することができる。
- (4) 審査審判廷は、所定の方法により当事者に通知し、かつ、聴聞を受ける機会を与えた後、職権で、(1)又は(2)に掲げた命令をすることができる。
- (5) 審判部が登録簿の更正を命じるときは、更正通知を所定の方法により登録官宛てに送達すべき旨を指示しなければならない。登録官は、この通知の受領により、それに従って登録簿を更正しなければならない。

第 58 条 登録簿の訂正

- (1) 登録官は、登録所有者から所定の方法により申請があったときは、次のことができる。
 - (a) 商標の登録所有者の名称、住所若しくはその他の記載又はその商標に関する他の登録事項についての誤記の訂正
 - (b) 商標の所有者として登録されている者の名称、住所又はその他の記載についての変更
 - (c) 登録簿に記載されている商標登録の取消
 - (d) 指定商品若しくはサービス又は商品若しくはサービスの類別の一部の削除登録官は、その結果として登録証の記載を補正又は変更することができ、かつ、その目的で、登録証を提出すべき旨を命じることができる。
- (2) 登録官は、登録使用者から所定の方法により申請があったときは、登録所有者に通知した後、登録使用者の名称、住所、又はその他の記載について誤記を訂正し、又は変更を登録することができる。

第 59 条 登録商標の変更

- (1) 商標の登録所有者は、商標の同一性に本質的な影響を及ぼさない方法で商標に付記又は変更する許可を、登録官に対して所定の方法により、申請することができる。登録官は、これを許可することを拒絶し、又は適当と認める条件及び制限を付して許可することができる。
- (2) 登録官は、適当と認めるときは、本条による申請を所定の方法により公告することができる。その場合において、何人かが公告の日から所定の期間内に所定の方法による当該申請に対する異議申立をしたときは、登録官は、必要な場合は当事者を聴聞した後、その異議申立について決定しなければならない。
- (3) 本条により許可を受けたときは、変更された商標については、その申請が(2)により既に公告されていない限り、これを所定の方法により公告しなければならない。

第 60 条 商品若しくはサービスの分類の補正又は代替に伴う登録簿の記入事項の修正

(1) 登録官は、補正の直前、商標が登録されている(1の類であるか2以上の類であるかを問わず)指定商品又はサービスに更に商品若しくはサービス又は商品若しくはサービスの類を加える効果を生じるか、又は商品若しくはサービスについて商標登録を遡及させる効果を生じることになる登録簿の補正をしてはならない。

ただし、本項を順守するときは不当な複雑さを生じること、及び当該付加又は場合に応じて登録の効果の遡及が指定商品若しくはサービスの実質的な数量に影響を及ぼさず、かつ、何人の権利も損なわないことを、登録官において納得したときは、本項は、適用しない。

(2) 登録簿の更正をしようとするときは、所定の方法によりその旨を関係する商標の登録所有者に通知し、かつ、公告する。被害者は、される訂正が(1)の規定に違反することを理由として、登録官に異議の申立をすることができる。

第 VIII 章 団体標章

第 61 条 団体標章についての特別規定

- (1) 本法の規定は、この章の規定に従うことを条件として、団体標章に適用する。
- (2) 団体標章に関して、ある者の商品又はサービスを他人のそれらから識別する旨の第 2 条 (1)(zb) の言及は、商標の所有者である団体の構成員の商品又はサービスを他人のそれらから識別する旨の言及と解釈する。

第 62 条 特性又は意義に関して誤認されるべきでない団体標章

団体標章は、公衆に誤認又は混同を生じさせる虞があるとき、特に団体標章以外のものと誤認される虞があるときは、登録することができず、その場合は、登録官は、登録出願に係る標章には団体標章である旨の表示を含ませることを強制することができる。

第 63 条 団体標章の使用を規制する規約を添付すべき出願

- (1) 団体標章の登録出願には当該団体標章の使用を規制する規約を添付しなければならない。
- (2) (1) に掲げた規約は、当該標章を使用することを承認された者、当該団体の構成員資格の条件、不正使用に対する制裁を含む当該標章の使用条件及びその他所定の事項を規定しなければならない。

第 64 条 登録官による出願及び規約の受理

登録官にとり登録要件が充足されたと認められたときは、登録官は、出願を規約とともに無条件で又は前記規約の補正を含み適当とみなす条件があればその条件付きで受理し、又は受理を拒絶しなければならないが、受理したときは当該規約を公示しなければならない。

第 65 条 閲覧に供する規約

第 63 条 (1) に掲げた規約は、第 148 条に規定の登録簿と同様に公衆の閲覧に供する。

第 66 条 規約の補正

第 63 条 (1) に掲げた規約の補正は、補正済み規約を登録官に提出し、第 64 条に従い登録官により受理され、かつ、公告されない限り、効力を有さない。

第 67 条 団体標章の登録所有者による侵害訴訟

原告としての団体標章の登録所有者により提起された侵害訴訟において、裁判所は、許諾使用者が被り又は被る虞がある損害を参酌しなければならないが、原告が前記許諾使用者に代わり金銭的救済措置を受ける範囲に関して、適当と認める命令を発することができる。

第 68 条 団体標章登録を抹消する追加理由

団体標章の登録は、次の理由によってもまた抹消することができる。

- (a) 当該団体標章が所有者若しくは許諾使用者により使用された方法が、公衆に団体標章としての誤認を生じ易くしたこと、又は
- (b) 所有者が当該標章を規制する規約を順守せず又はその順守を保証しなかったこと

説明Ⅰ - - この章の適用上，文脈上別段の必要がある場合を除き，「許諾使用者」とは，当該団体の登録団体標章の使用を許諾された団体構成員をいう。

説明Ⅱ - - 本法の適用上，説明Ⅰに掲げた許諾使用者による団体標章の使用は，その登録所有者による使用とみなす。

第 IX 章 証明商標

第 69 条 証明商標に適用されない本法の一定の規定

本法の次に掲げた規定については、証明商標に対して適用しない。すなわち、

- (a) 第 9 条(1)(a)及び(c)
- (b) この章で適用を明記した場合を除き、第 18 条、第 20 条、及び第 21 条
- (c) 第 28 条、第 29 条、第 30 条、第 41 条、第 42 条、第 47 条、第 48 条、第 49 条、第 50 条、第 52 条、第 54 条、及び第 56 条(2)
- (d) 第 107 条を除き第 XII 章

第 70 条 証明商標の登録

標章は、証明に係る種類の商品の取引又は証明に係る種類のサービスの提供の取引をする者の名義では、証明商標として登録を受けることができない。

第 71 条 証明商標の登録出願

(1) 証明商標の所有者として登録を受けようとする者は、登録官に対して、所定の方法により証明商標の登録出願をしなければならない。この場合、第 74 条により寄託される規約草案を添付しなければならない。

(2) 第 70 条の規定に従うことを条件として、第 18 条、第 19 条及び第 22 条の規定は、第 18 条による出願について適用するのと同様に、本条による出願についても、そこに掲げた出願受理は出願手続進行の許可と解釈する旨の修正を付した上で、適用する。

(3) 審査審判廷は、本条による出願を前記各項規定に基づいて扱うに当たって、関係する限り第 18 条による出願と同様の審査及び本条による出願に関する他の審査をしなければならない。この場合に、それが証明商標である旨の何らかの表示を包含しているとの保証があることが望ましい。

第 72 条 登録出願に対する登録官の審査事項

(1) 登録官は、第 71 条によりされた出願を次に掲げた事項について、審査しなければならない。すなわち、

- (a) 出願人が登録されるべき標章に係る指定商品を証明する適格があるか否か
- (b) 第 74 条により提出される規約草案が適切であるか否か
- (c) すべての状況から出願に係る登録が公共の利益に適合するか否か

かつ、登録官は、

- (i) 出願を拒絶し、又は
- (ii) 出願を受理し、かつ、前記規約草案を無修正、無条件で承認し、又は前記何れかの事項に鑑みて出願若しくは規約について必要と認められる条件若しくは制限、又は補正若しくは修正を付して、承認することができる。

(2) 登録官は、無修正、無条件で受理かつ承認する場合を除き、出願人に対して聴聞を受ける機会を与えることなく(1)に規定する事項について、決定をしてはならない。

第 73 条 証明商標の登録に対する異議

登録官は、出願を受理したときは、所定の方法により、できる限り速やかに、その旨を公告しなければならない。第 21 条の規定は、第 18 条による出願に対するのと同様に、標章の登録に対しても適用する。

第 74 条 証明商標の使用を規制する規約の提出

(1) 証明商標として登録された各標章について、その使用を規制する規約が商標登録局に対して提出されなければならない。この規約には、所有者が商品又はサービスについて証明する場合及び証明商標の使用を許諾する場合についての規定を設けなければならない。かつ、登録官が一般又は特別の命令によって挿入すべき旨を要求又は許可したその他の規定(所有者が規約に従い商品について証明をすること又は証明商標の使用を許諾することを拒絶した場合に、登録官に対して審判請求をする権利を付与する規定を含む。)を含めることができる。提出された規約は、第 148 条に規定された登録簿と同様の方法によって公衆の閲覧に供さなければならない。

(2) 提出された規約は、登録所有者の申請により、登録官が変更することができる。

(3) 登録官は、適当と認めるときは、当該申請の公告をする。公告した場合において、公告において指定した期間内に当該申請に対して何人かによる異議の申立があったときは、登録官は、当事者に対して聴聞を受ける機会を与えないで事件について決定をしてはならない。

第 75 条 証明商標の侵害

証明商標の登録所有者でない者、又は第 74 条に基づいて提出された規約による登録所有者の許諾を受けていないが当該規約に従い証明商標を使用する者が、その指定商品又はサービスについての証明商標と同一又は酷似する標章を、商標としての使用と誤認を生じる虞のある方法により、業として使用したときは、第 78 条により付与された権利の侵害があったものとみなす。

第 76 条 証明商標の侵害を構成しない行為

(1) 本法の他の規定に拘らず、次に掲げる行為については、登録証明商標の使用の権利を侵害するものとはみなさない。

(a) 証明商標が登録簿に登録された条件又は制限に従う場合において、その制限に鑑みて登録の効力が及ぶ範囲外で、何らかの態様で、何れかの場所で販売その他の方法により取引される商品、何れかの市場に対して輸出される商品又は何れかの場所、国、若しくは領域で利用若しくは受入れ可能なサービスについて又はその他の状況下で、証明商標を使用する行為

(b) 標章所有者が証明した商品若しくはサービスに関して、それらの商品若しくはサービス又はそれらが一部を形成するものについて、所有者若しくは関係規約に基づいて所有者の許諾を得た者が、その商標を使用し、その後それを抹消若しくは除去しないとき、又は所有者が、その商標の使用についていつでも明示的若しくは黙示的に同意をしたとき、証明商標を使用する行為

(c) 前記の通り付与された権利を侵害することなく、標章を従来使用し又は現に使用し得る他の商品の一部を形成し若しくはこれに付属するのに適した商品又はサービスについて、その商品又はサービスがそのように適していることを表示するのに合理的に必要であるとき、

及び標章の使用の目的又は効果が、事実に従ってその商品又はサービスが標章の所有者によって証明されることのみを表示するときに、証明商標を使用する行為

(2) (1)(b)については、その商品又はサービスが、同号に掲げられているにも拘らず、その使用が同号に掲げた規約に反するときは、その商品又はサービスに証明商標を使用することからなる使用に対して、これを適用しない。

(3) 証明商標が、本法により登録された同一又は相互に類似する2以上の商標の1つであるときは、登録によって付与されたその商標を使用する権利を行使してそれらの何れかの商標を使用することについては、それらの何れか他の商標の使用に対して付与された権利の侵害とはみなされない。

第77条 証明商標の登録の取消又は変更

登録官は、被害者から所定の方法により申請があったときは、所有者に対してその申請に対する答弁の機会を与えた後、次の各号の何れかに該当することを理由として、証明商標に関する登録簿の登録を抹消し若しくは変更するため又は規約を変更するため、適当と認める命令をすることができる。すなわち、

(a) 商標が登録されている商品又はサービスの何れかについて、所有者がそれら商品又はサービスを証明する適格を失ったこと

(b) 所有者が規約の順守すべき規定を順守しなかったこと

(c) 商標の登録の存続がもはや公共の利益に値しなくなったこと

(d) 商標の登録が存続されるときは、規約を変更することが公共の利益上不可欠であること

第78条 証明商標の登録によって付与される権利

(1) 第34条、第35条、及び第76条の規定に従うことを条件として、何らかの商品又はサービスについて証明商標の所有者として何人かが登録された場合において、その登録が有効なときは、その者に対して当該商品又はサービスについてその商標の排他的使用の権利を付与する。

(2) (1)により付与された証明商標の排他的使用の権利は、登録時に付された条件及び制限に従わなければならない。

第 X 章 織物に関する特別規定

第 79 条 織物

中央政府は、この章の規定が適用される商標に係る商品の類(以下「織物」という。)を定めることができる。かつ、この章の規定に従い、本法の他の規定についても、他の類の商品に使用される商標に適用するのと同様に、この章に規定する商標に対しても適用する。

第 80 条 織物の登録に対する限定

- (1) 反物である織物については、
- (a) 織端線(line heading)のみからなる商標は、商標として登録を受けることができない。
 - (b) 織端線は、自他の商品を識別できるとはみなされない。
 - (c) 商標の登録は、織端線の排他的使用の権利を付与するものではない。
- (2) 織物について、文字若しくは数字又はそれらの組合せの登録は、所定の条件及び限定に従わなければならない。

第 81 条 反物、綿糸、及び綿より糸の押印表示

(1) 通常は長さ又は切売りによって販売される反物であって、1948年工場法において定義された工場である構内で生産され、漂白され、染色され、捺染され、又は仕上げられたものを、すべての工程を経た最後の構内から販売のために出荷するときに、各反物に対して、その実際の長さを、標準ヤード若しくは標準ヤードとそれ未満、又は標準メートル若しくは標準メートルとそれ未満により国際的形式のインド数字をもって明確に表示しなければならない。かつ、インドから輸出するため工場から販売する場合を除き、各反物について最後の工程を加えた構内の生産者名若しくは構内主名又はインドにおけるその反物の卸売業者名を明白に表示しなければならない。

(2) 通常は束で販売される綿糸、及び第 82 条により制定された規則の適用除外を受けない工場において生産され、漂白され、染色され、又は仕上げられた綿より糸、すなわち、縫い糸、かがり糸、編み糸、又は手芸糸については、前記規則に従い、糸箱に次に掲げるようにしない限り、販売のために工場から出荷してはならない。

(a) 束は、各束についてヤードポンド法又はメートル法による糸の重量の明白な表示をすること、及び

(b) 各単位の束及び糸箱に含まれている糸の番手は、各単位毎に、かつ、前記規則によって必要とされる他の方法により、糸の長さ又は重量をもって明確に表示すること、及び

(c) 商品をインドから輸出するため工場から販売する場合を除き、各束又は各単位について、インドにおけるその反物の生産者名又は卸売業者名を明確に表示すること

ただし、第 82 条により制定された規則は、10 人以下の従業者の助力を有するか否かを問わず、作業が 1 家族の構成員によってされているすべての工場、及び協同組合によって管理され従業者が 20 人以下であるすべての工場に対しては、適用を除外する。

第 82 条 見本による織物の品質についての決定

(1) 本法の適用上、中央政府は、次に掲げる事項に関する規則を制定することができる。

(a) 均等な数、量、寸法、容量又は重量を有するとされ若しくは主張される商品に関して、

選択され、かつ、検査されるべき見本の数及び見本の選択を規定すること

(b) 第 81 条の適用上、綿糸及び綿より糸について同条により必要とされる明細を表示する方法、並びに綿糸又は綿より糸の生産、漂白、染色、若しくは仕上のために使用される一定の工場の同条の規定からの適用除外を規定すること、及び

(c) 本法第 81 条及び 1962 年関税法第 11 条(2)(n)の適用上、「通常は長さ又は切売りによって販売される反物」に含まれる商品の類を明らかにすること

(2) (1)により現に効力を有する規則にもその規定が定められていない見本の選択及び検査のための商品に関して、裁判所又は場合に応じて税関吏は、その商品の数、量、寸法、容量、又は重量を確認する場合は、書面による命令により、選択し、かつ、検査すべき見本の数及び見本を選択する方法について、決定する。

(3) (1)による規則又は(2)による命令に従う検査結果の平均値は、商品の数、量、寸法、容量、又は場合に応じて重量についての一応の証拠とする。

(4) (1)による規則又は(2)による命令に従い見本を選択し、かつ、検査した商品に対して又は関して不服がある者が、更に追加見本を選択し、かつ、検査すべきことを希望する場合において、その者の申請書の提出があり、かつ、裁判所若しくは税関吏の随時必要とする追加選択検査費に充当する金額の裁判所又は場合に応じて税関吏に対する前納があったときは、本件について中央政府が制定した規則が許容し又はそのような規則に規定されていない商品については、裁判所若しくは税関吏がその状況下で適切であると決定することができる範囲で、前記追加見本を選択し、かつ、検査しなければならないものとし、見本は、(1)又は場合に応じて(2)に規定する方法により選択する。

(5) (3)に掲げた検査及び(4)による再検査結果の平均値は、商品の数、量、寸法、容量、又は場合に応じて重量についての確定した証拠とする。

第 XI 章 審判部

第 83 条 審判部の設置

中央政府は、官報告示により、本法により又はそれに基づいて付与された管轄権、権能及び権限を行使するため、知的所有権審判部と呼ばれる審判部を設置する。

第 84 条 審判部の構成

(1) 審判部は、部長、副部長、及び中央政府が適当とみなす人数の他の審判官からなり、本法の他の規定に従うことを条件として、審判部の管轄権、権能及び権限は、その審判官団により行使することができる。

(2) 本法の他の規定に従うことを条件として、審判官団は、法務審判官 1 名及び技術審判官 1 名からなり、所在は中央政府が官報告示により指定する場所とする。

(3) (2) に拘らず、部長は、次の事項をなすことができる。

(a) 自身が任命された審判官団の法務審判官又は技術審判官の職務の遂行に加え、他の審判官団の法務審判官又は場合に応じて技術審判官の職務を遂行すること

(b) 審判官を 1 審判官団から他の審判官団へ移動させること

(c) 1 審判官団に任命された副部長、法務審判官、又は技術審判官に他の審判官団の法務審判官又は場合に応じて技術審判官の職務もまた遂行することを授権すること

(4) 審判官団が構成される場合は、中央政府は、随時、告示により審判官団間の審判部の業務分担について規定を制定し、かつ、各審判官団が取り扱うことができる事項を指定することができる。

(5) 何らかの事項が審判官団に割り振られた業務の範囲に該当するか否かの問題が生じたときは、部長の決定を最終のものとする。

説明 - - 疑義を払拭するため、「事項」という表現は、第 91 条による審判請求を含むことをこれにより宣言する。

(6) 審判官団の審判官の意見が何らかの点について相違するときは、審判官は、相違する 1 点又は 2 以上の点を記述し、部長に付託しなければならない。部長はその点について自身で聴聞するか又は当該事案を他の審判官 1 名若しくは 2 名以上による当該点についての聴聞に付託し、前記の点は、最初に聴聞した審判官を含め、当該事件を聴聞した審判官の多数意見に従い決定しなければならない。

第 85 条 部長、副部長、又は他の審判官としての任命資格

(1) 次の者でない限り、部長として任命される資格がない。

(a) 高等裁判所の判事であるか若しくはあった者、又は

(b) 少なくとも 2 年間副部長の職にあった者

(2) 次の者でない限り、副部長として任命される資格がない。

(a) 少なくとも 2 年間法務審判官若しくは技術審判官の職にあった者、又は

(b) インド法務局の職員であって、少なくとも 5 年間同局の第 1 級職以上の職にあった者

(3) 次の者でない限り、法務審判官として任命される資格がない。

(a) インド法務局の職員であって、少なくとも 3 年間同局の第 1 級職以上の職にあった者、又は

- (b) 少なくとも 10 年間民事法律事務所の職にあった者
- (4) 次の者でない限り、技術審判官として任命される資格がない。
- (a) 少なくとも 10 年間本法若しくは 1958 年商標及び商品標法又は両法により審査審判廷の職務を遂行し、かつ、少なくとも 5 年間、共同登録官の職以上の職にあった者、又は
- (b) 少なくとも 10 年間商標法における実証された専門経験のある弁護士であった者
- (5) (6)の規定に従うことを条件として、部長、副部長、及び他の各審判官は、インド大統領が任命する。
- (6) 部長の任命は、インド最高裁判所長官と協議の後でなければ、することができない。

第 86 条 部長、副部長、及びその他の審判官の任期

部長、副部長、又はその他の審判官の任期は、就任の日から 5 年間か又は次の年齢に達するまでの何れか早い時点とする。

- (a) 部長及び副部長の場合は、65 歳、及び
- (b) 審判官の場合は、62 歳

第 87 条 一定の状況において部長の職を代行し又はその職務を遂行する副部長又は最上級審判官

(1) 部長の死亡、辞任、その他の理由により部長職が空席となった場合は、副部長、及びその不在のときは最上級審判官は、当該空席を満たすため本法の規定に従い任命される新部長の就任の日まで、部長職を代行する。

(2) 部長が不在、病気、又はその他何らかの理由により職務を遂行できないときは、副部長、及びその不在のときは最上級審判官は、部長がその職務遂行を再開する日まで、部長の職務を遂行する。

第 88 条 部長、副部長及び他の審判官の給料、手当、及びその他の就業条件

(1) 部長、副部長、及び他の審判官に支払を要する給料及び手当並びにその他の就業条件(年金、賜金、及び退職手当を含む。)は、所定のものとする。

(2) (1)に拘らず、部長、副部長又は他の審判官として就任の直前に政府の官職にあった者は、部長、副部長又は他の審判官として就任の日に、退官したものとみなす。

第 89 条 辞任及び罷免

(1) 部長、副部長又は他の審判官は、インド大統領宛ての自筆の届出書により辞任することができる。

ただし、部長、副部長又は他の審判官は、インド大統領により早期退任を許可されない限り、当該届出の受理の日から 3 月の満了までか、又はその者の適法に任命された後任者が就任するまでか、又は任期満了までか、何れか早いときまで、なお引き続きその職に止まる。

(2) 部長、副部長又は他の審判官は、自己に対する告訴を通知され、かつ、最高裁判所判事によりされる調査において、それらの訴因について聴聞を受ける機会を与えられた後に立証された不正行為又は無能力を理由とするインド大統領命令のある場合を除き、罷免されない。

(3) 中央政府は、規則により、(2)に掲げた部長、副部長又は他の審判官の不正行為又は無能力についての調査手続を規定する。

第 90 条 審判部の部員

- (1) 中央政府は、審判部の職務遂行を補佐するのに必要な職員及びその他の従業者の内容及び部類を決定し、かつ、それが適当と認める職員及びその他の従業者を審判部に提供する。
- (2) 審判部の職員及びその他の従業者の給料及び手当並びに就業条件は、所定のものとする。
- (3) 審判部の職員及びその他の従業者は、所定の方法により部長の全般的監督下でその職務を遂行しなければならない。

第 91 条 審判部への審判請求

- (1) 本法又はそれに基づいて制定の規則による登録官の命令又は決定による被害者は、審判部に対して、審判請求をしようとする対象の命令又は決定が審判請求をしようとする者に通知された日から 3 月以内に、審判請求をすることができる。
- (2) 審判請求は、(1)に規定の期間の満了後にされたときは、一切受理されない。
ただし、審判請求をしようとする者が当該規定期間内に審判請求をしなかったことに十分な理由があったことについて審判部を納得させたときは、審判請求は、当該規定期間満了後であっても受理されることがある。
- (3) 審判部への審判請求は、所定の様式により、かつ、所定の方法により証拠付けられるものとし、更に審判請求対象の命令書又は決定書の写し 1 通及び所定の手数料を添付しなければならない。

第 92 条 審判部の手続及び権限

- (1) 審判部は、1908 年民事訴訟法に規定された手続により拘束されないが、自然法の原理に従うものとし、かつ、本法の規定及びそれに基づいて制定の規則に従うことを条件として、審判部は、その聴聞の場所及び時期の決定を含めそれ自体の手続を規定する権限を有する。
- (2) 審判部は、本法によるその職務を遂行する目的で、次の事項についての訴訟を審理する間、1908 年民事訴訟法により民事裁判所に付与された権限と同一の権限を有する。すなわち、
 - (a) 証拠を受理すること
 - (b) 証人尋問囑託書を交付すること
 - (c) 公文書記録を請求すること、及び
 - (d) その他の所定事項
- (3) 審判部における何らかの手続は、インド刑法第 193 条及び第 228 条の趣旨において、かつ、同法第 196 条の適用上、司法手続とみなし、審判部は、1973 年インド刑事訴訟法第 195 条及び同法第 XXVI 章のすべての適用上、民事裁判所とみなす。

第 93 条 裁判所の管轄権等の禁止

裁判所又はその他の当局は、第 91 条(1)に掲げた事項に関して管轄権、権能、又は権限を一切有さず、かつ、行使することができない。

第 94 条 審判部への出頭禁止

部長、副部長又はその他の審判官は、退任したときは、審判部又は登録官の面前に出頭してはならない。

第 95 条 暫定命令を発する条件

本法の他の規定又は現に効力を有する他の法律に拘らず、暫定命令(差止命令若しくは停止命令、又はその他の方法による。)は、審判請求に対して又は審判請求に関する手続において発することができない。ただし、次の場合は、この限りでない。

- (a) 当該審判請求の写し及び当該暫定命令の申請を支持するすべての書類の写しが当該審判請求をし又はしようとする相手方当事者に提出される場合、及び
- (b) その事件について聴聞を受ける機会が前記当事者に与えられる場合

第 96 条 事件を 1 審判官団から他の審判官団へ移送する部長の権限

何れかの当事者からの申請があったときは、全当事者に通知し、かつ、聴聞を受けることを希望する当事者を聴聞の後、又は当該通知なしで部長の職権により、部長は、1 審判官団に係属の事件を処分のため何れか他の審判官団に移送することができる。

第 97 条 審判部に対する更正等の申請手続

- (1) 第 57 条により審判部にされる登録簿の更正申請書は、所定の様式による。
- (2) 本法による登録商標に関する審判部の各命令又は審決の認証謄本は、審判部により登録官に伝達され、登録官は、審判部の命令を遂行し、かつ、指示されたときは、登録簿の登録を当該命令に従い補正するか又は更正しなければならない。

第 98 条 法律手続への登録官の出頭

- (1) 登録官は、次に掲げる法律手続に出頭し、かつ、聴聞を受ける権利を有する。
 - (a) 登録簿の変更若しくは更正を含む救済が請求され、又は商標登録局の執行に関する問題が提起されている審判部における法律手続
 - (b) 次に掲げる商標の登録出願についての登録官の命令についてされた審判部に対する審判請求
 - (i) 異議の申立がなく、かつ、出願が登録官によって拒絶され、又は修正、変更、条件若しくは制限を付して受理された出願、又は
 - (ii) 異議の申立があり、かつ、登録官が公共の利益のため自己の出廷が必要と認めた出願
- (2) 登録官は、審判部の別段の命令がある場合を除き、出廷する代わりに、争点に関して登録官に対してされた手続、自己が行った決定に影響した理由、同種事例における商標登録局の慣行、又は争点に関係があるその他の事項であって、登録官として知り得た事項について、自己が適当と認める明細を記載し、自己が署名した陳述書を提出することができる。この場合に、その陳述書は、法律手続において証拠となる。

第 99 条 審判部に対する手続における登録官の費用

本法による審判部に対する一切の手続において、登録官の費用は、審判部の裁量により決定する。ただし、登録官は、当事者の費用の支払を命じられることはない。

第 100 条 係属手続の審判部への送致

高等裁判所に係属している登録官の命令又は決定に対するすべての審判事件，及び登録簿の更正に関するすべての事件は，中央政府による官報告示の日から，審判部へ送致され，審判部は，改めて又は前記送致の段階の何れかから，当該事項の処理を遂行することができる。

第 XII 章 犯罪，罰則及び手続

第 101 条 商標及び取引表示の使用の意義

(1) 次に掲げる者は，商品又はサービスについて，商標若しくは標章又は取引表示を使用する者とみなす。

(a) それを，商品自体に又はサービスについて使用する者，又は

(b) それを，販売される商品，販売のため陳列される商品，又は販売その他の取引若しくは生産の目的で所持する商品について，包装に使用する者，又は

(c) 販売される商品，販売のため陳列される商品，又は販売その他の取引若しくは生産の目的で所持する商品を，商標，標章，又は取引表示が使用されている包装若しくはその他のものを用いて，入れ，包み，又は添付する者，又は

(d) 商標，標章，又は取引表示が使用されている商品若しくはサービスは，その商標，標章，又は取引表示によって指定され若しくは説明されていると正当に信じさようとする方法で，商標，標章，又は取引表示を使用する者，又は

(e) 商品又はサービスに関して，標識，広告，送状，商品目録，営業書簡，営業文書，価格表，その他の取引書類に商標若しくは標章又は取引表示を使用する者であって，かつ，使用された商標若しくは標章又は取引表示に言及してされた要請又は注文に応じて，商品を引き渡し又はサービスを提供する者

(2) 商標，標章，又は取引表示が，商品又は商品の包装若しくはその他のものに織り込まれ，押印され，若しくは他の方法で細工され，又は添付され若しくは付着させられたときは，商品に使用されたものとみなす。

第 102 条 商標の偽造及び不正使用

(1) 次に掲げる何れかの者は，商標を偽造する者とみなす。

(a) 商標の所有者の同意を得ずにその商標又はこれと類似の標章を作成する者，又は

(b) 変更，追加，消去，又はその他の方法により真正の商標を偽造する者

(2) 次に掲げる者であって，商標の所有者の同意を得ていない者は，商品又はサービスに商標を不正使用する者とみなす。

(a) 商品若しくはサービス又は商品の包装に他人の商標又はこれと酷似する標章を使用する者

(b) 商標の所有者の真正な商品以外の商品を包み，詰め込み，又は覆う目的で，所有者の商標と同一又は酷似する標章を付した包装を使用する者

(3) (1)に掲げた偽造された商標又は(2)に掲げた不正使用された商標は，本法においては，虚偽商標という。

(4) 商標の偽造又は商標の商品若しくはサービスへの不正使用に対する訴訟において，所有者の同意に関する立証責任は，被告が負う。

第 103 条 虚偽商標，取引表示等の使用の罰則

次に掲げる者については，詐欺の意思を有さなかったことを立証しない限り，6 月以上，3 年以下の禁固に処し，かつ，50,000 ルピー以上，200,000 ルピー以下の罰金を併科する。

(a) 商標を偽造した者，又は

- (b) 商品又はサービスに商標を不正使用した者，又は
 - (c) 商標を偽造する目的で又は偽造のために使用する目的で，打型，版木，機械，板金若しくはその他の器具を製作し，処分し，又は所持する者，又は
 - (d) 商品又はサービスに虚偽の取引表示を使用する者，又は
 - (e) 第 139 条により，商品の製造若しくは生産の国若しくは場所，又は製造者若しくは注文者の名称及び住所の表示を付すことが必要とされている商品について，その国，場所，名称若しくは住所の虚偽の表示をする者，又は
 - (f) 第 139 条により商品に付すべきことが必要とされている何れかの商品に使用された原産地の表示を偽造，変更，又は消去する者，又は
 - (g) 本条に掲げた前記の何れかのことを他人にさせた者
- ただし，裁判所は，判決に記載すべき十分かつ特別の理由により，6 月未満の禁固又は 50,000 ルピー未満の罰金に処することができる。

第 104 条 虚偽商標若しくは取引表示を使用した商品の販売又はサービスの提供に対する罰則

虚偽商標若しくは虚偽取引表示を付した，又は第 139 条により商品の製造若しくは生産の国若しくは場所又は製作者若しくは注文者又は場合に依りてサービス提供の注文者の名称及び住所の表示を付することを必要とするにも拘らず，この表示を付さない商品若しくはその他の物を販売し，賃貸借し，販売のために陳列し，又は販売のために賃借し若しくは所持し，又はサービスを提供若しくは賃借する者は，次のことを立証しない限り，罰せられる。

- (a) 本条に違反しないため一切の合理的な予防措置を講じ，自己が違反したとされたときにその商標若しくは取引表示が真正なものであること，又は商品若しくはサービスについて何らかの違反があったと疑う理由がなかったこと
- (b) 告訴人の要求により又は告訴人のために，自己が取得した商品若しくはその他の物又はサービスの取得先に関しては自己の権限で一切の情報を提供したこと
- (c) その他，その者が悪意でなく行動したこと

これらが立証されない場合は，6 月以上，3 年以下の禁固に処し，50,000 ルピー以上，200,000 ルピー以下の罰金を併科する。

ただし，裁判所は，判決に記載すべき十分かつ特別の理由により，6 月未満の禁固又は 50,000 ルピー未満の罰金に処することができる。

第 105 条 再犯又は累犯に対する加重罰則

何人も第 103 条又は第 104 条違反により既に有罪の宣告を受けた者が前記違反で再度有罪を宣告されたときは，再犯及び各累犯について，1 年以上，3 年以下の禁固に処し，100,000 ルピー以上，200,000 ルピー以下の罰金を併科する。

ただし，裁判所は，判決に記載すべき十分かつ特別の理由により，1 年未満の禁固又は 100,000 ルピー未満の罰金に処することができる。

ただし更に，本法施行前にされた有罪宣告については，本条の適用上，これを認知しない。

第 106 条 第 81 条違反の反物等の出荷に対する罰則

第 81 条に規定する表示をせず，反物又は綿糸若しくは綿より糸を同条に掲げた工場から販売

のために出荷し若しくは出荷しようとし、又は出荷させ若しくは出荷させようとした者、又は販売し、販売のために陳列し、販売その他の取引若しくは生産のために所持する者については、その一切の反物、糸束、綿より糸並びにこれらの包装に使用された及びその他の物を政府により没収し、かつ、1,000ルピー以下の罰金に処する。

第 107 条 虚偽の商標登録表示に対する罰則

- (1) 何人も次に掲げる表示をしてはならない。
- (a) 登録商標でない標章に関して、登録商標である旨の表示、又は
 - (b) 登録商標の一部として分離して登録を受けていないものについて、分離して商標として登録を受けている旨の表示、又は
 - (c) 実際には指定商品でない商品若しくはサービスについて、登録商標が登録されている旨の表示、又は
 - (d) 登録簿に登録された制限に鑑みて排他的使用の権利が及ばない状況下において、登録商標の排他的使用の権利がある旨の表示
- (2) 何人かが(1)の規定の何れかに違反したときは、その者は、3年以下の禁固若しくは罰金に処し、又はこれらを併科する。
- (3) 本条の適用上、インドにおいて商標に関して、「登録済」の語又は明示的か黙示的かを問わず、登録を意味するその他の表現、象徴、若しくは標識を使用することは、次に掲げる場合を除き、登録簿の登録を意味するものとみなす。
- (a) その語又は他の表現、象徴、若しくは標識が、少なくともこれらと同じ大きさの文字で表されたものであり、かつ、インド以外の国の法律であって当該登録が事実、効力を有する国の法律による商標としての登録への言及を表示する語と直接の関連をもって使用されている場合、又は
 - (b) 前記他の表現、象徴若しくは標識が、(a)に掲げられた登録に対する言及を表示することが自明である場合、又は
 - (c) 前記の語が、インド以外の国の法律により登録された商標に関して、かつ、その国に対して輸出される商品のみについて、若しくはその国において利用のサービスのみについて使用される場合

第 108 条 営業所が商標登録局と関係がある旨の虚偽表示に対する罰則

何人かが自己の営業所若しくは自己が発する書類に関し、又はその他の方法で、その者の営業所が商標登録局であり又は商標登録局と公的関係があると誤認させる語を使用したときは、その者は、2年以下の禁固若しくは罰金に処し、又はそれらを併科する。

第 109 条 登録簿への虚偽登録に対する罰則

何人かが登録簿へ虚偽の登録をし若しくは虚偽の登録をさせ、又は登録事項若しくは書類が虚偽のものであることを知りながら、何らかの書類を証拠として作成し若しくは提出し、又は作成させ若しくは提出させたときは、その者は、2年以下の禁固若しくは罰金に処し、又はこれらを併科する。

第 110 条 免責規定

第 102 条，第 103 条，第 104 条及び第 105 条の規定は，登録商標又は登録商標の所有者に関しては，本法により設定され又は認められた権利に従うことを条件とする。かつ，次に掲げる場合は，作為又は不作為についても，前記各条の違反とはみなさない。

(a) 申し立てられた違反が登録商標に関するものであり，かつ，その作為又は不作為が本法により許容されている場合，及び

(b) 申し立てられた違反が登録商標若しくは非登録商標に関するものであり，かつ，その作為又は不作為が現に効力を有する他の法律により許容されている場合

第 111 条 商品の没収

(1) 何人かが第 103 条，第 104 条又は第 105 条の違反により有罪とされ，又は詐欺の意思を有していなかったことを立証して第 103 条若しくは第 104 条違反が無罪とされ，又は第 104 条(a)，(b)若しくは(c)に規定する事項を立証して同条の違反が無罪とされたときは，その者に有罪又は無罪を宣告した裁判所は，違反に使用し若しくはそれに関連し，又は前記の立証がなければ違反とされた筈の一切の商品及びその他の物を没収すべき旨を政府に命じることができる。

(2) 有罪の判決により没収が命ぜられた上，有罪の判決に対して控訴が提起されたときは，没収に対してもまた控訴が提起されたものとする。

(3) 無罪の判決により没収が命ぜられ，その命令に係る商品又はその他の物が 50 ルピーを超える価値を有するときは，控訴可能な場合の控訴裁判所に対して，没収を命じた裁判所の判決について，命令のあった日から 30 日以内に没収に対する控訴を提起することができる。

(4) 有罪の判決により没収が命ぜられたときは，その者に有罪判決を下した裁判所は，没収した如何なる物品も破棄すべき旨又は当該裁判所が適当と認めるその他の方法で処分すべき旨を命令することができる。

第 112 条 通常業務での一定の従業者の免責

第 103 条違反で告訴された者が，次に掲げることを立証したときは，無罪とする。

(a) その者が他人に雇用された者であって，自己の通常の業務上他人のために商標若しくは取引表示を使用し，又は場合に応じて商標を作成し若しくは商標の作成のために使用される打型，版木，機械，板金，若しくはその他の器具を製作したこと

(b) 告訴の対象となっている事件において，自己が他人に雇用された者であり，かつ，違反に係る商品の販売又は場合に応じてサービスの提供による利潤若しくは歩合を得ることによってその商品又はその他の物に利害関係を有するものではないこと

(c) 告訴された違反を防止するために一切の合理的な措置を講じ，違反とされることを行ったとき，商標又は取引表示が真正なものであることを疑う理由がなかったこと，及び

(d) その者の代わりに商標又は取引表示が使用された当人に関して一切の情報を，自己の権限で，告訴人の要求により若しくは告訴人のために，提供したこと

第 113 条 被告が登録無効と抗弁した場合の手續

(1) 第 103 条，第 104 条又は第 105 条の違反が登録商標に関し，かつ，被告がその商標の登録が無効であると抗弁するときは，次に掲げる手續を取る。

(a) 裁判所が被告の抗弁が一応支持できると納得するときは、裁判所は、告訴についての手続を停止すると共に、被告が、本法に基づき審判部に対して、その登録が無効であることを理由とする登録簿の更正申請をすることを可能とするため、被告の抗弁が記録された日から3月間、手続を延期することができる。

(b) 被告が裁判所に対して、所定の期間内又は裁判所が十分な理由があると認めて許可した延長期間内に、その申請をしたことを立証したときは、告訴に関するその後の手続については、登録簿の更正に対する当該申請についての処分まで、これを停止する。

(c) 被告が、3月以内又は裁判所が許可した延長期間内に、審判部に対して登録簿の更正申請をしなかったときは、裁判所は、その登録が有効な場合と同様に、当該事件についての手続を遂行する。

(2) (1)に掲げた違反の訴訟開始前に、当該商標に関して、登録無効を理由として、既に登録簿の更正申請が適法にされ、これが審査審判廷に係属しているときは、裁判所は、前記申請に対する処分があるまで告訴についての手続を停止し、その更正申請の結果に従い、原告がその者の標章として効力があるとするその登録の範囲内で、被告に対する告訴を決定しなければならない。

第114条 会社による犯罪

(1) 本法に基づき、違反を犯した者が会社であるときは、会社及び違反のときにその職務遂行を担当し会社に対して責任を有する各人は、当該違反について有罪とみなされ、告訴され、それに従い処罰される。

ただし、本項は、自己が知らない間に違反がされたこと、又は自己が当該違反防止のため一切の相当な注意を払ったことを立証したときは、その者にまで処罰を受けさせるものではない。

(2) (1)に拘らず、会社が本法に基づく違反をし、かつ、その違反がその会社の取締役、管理職、秘書役、若しくは他の幹部の同意若しくは黙認の下にされ、又はその違反がこれらの者の過失に帰せられることが立証されたときは、これらの取締役、管理職、秘書役、若しくは他の幹部もまた、その違反に対して有罪とみなされ、告訴され、それに従い処罰される。

説明 - - 本条の適用上、

(a) 「会社」とは、法人を意味し、企業又は個人から成る団体を含む。及び

(b) 事務所に関して「取締役」とは、事務所のパートナーを意味する。

第115条 一定の犯罪の裁判管轄権並びに警察官の捜査及び押収権限

(1) 裁判所は、登録官又は書面により登録官の権限を委任された職員が書面をもってする告訴を除き、第107条、第108条、又は第109条の違反の裁判管轄権を有さない。

ただし、第107条(1)(c)については、裁判所は、登録商標が実際には登録されていない商品又はサービスに係り登録されたものとして表示されていた旨の登録官により交付された証明書を基礎にする違反に対しては、裁判管轄権を有する。

(2) 首都圏治安判事又は一級治安判事の裁判所より下級の裁判所は、本法に基づき、違反を審理することができない。

(3) 第103条、第104条又は第105条に基づく違反については、裁判管轄権が適用される。

(4) 警視補(deputy superintendent)又は同等階級以上の警察官は、(3)に掲げた何れかの違

反が犯されたか、現に犯されているか又は犯される虞があると納得するときは、令状なしに、当該違反を犯すのに関係した商品、打型、版木、機械、板金、その他の器具又は物を捜査し、かつ、発見の場所を問わず、押収することができ、すべての押収物品は、可能な限り速やかに、一級治安判事又は場合に応じて首都圏治安判事に提出しなければならない。

ただし、警察官は、何らかの捜査及び押収をする前に、商標に関する違反に含まれる事実について、登録官の意見を得なければならない、かつ、その得た意見を順守しなければならない。

(5) (4)により押収の物品に利害関係を有する者は、当該押収から15日以内に、一級治安判事又は場合に応じて首都圏治安判事に当該物品の自己への返還申請をすることができる。当該治安判事は、申請人及び告訴人を聴聞の後、当該申請に関して適当と認める命令を発さなければならない。

第116条 海路による輸入商品の原産地の証拠

海路でインドに輸入された商品の場合は、本法による違反についての告訴における、又は1962年関税法第111条(d)により、かつ、前記法第11条(2)(n)により商品輸入に関する商標保護のため中央政府が告示した商品の没収に関する同法第112条(b)による違反についての告訴における船積港の証拠は、その商品が製造又は生産された場所又は国についての一応の証拠とする。

第117条 弁護又は告訴の費用

裁判所は、本法による告訴において、当該事件の一切の状況及び当事者の行為に鑑みて合理的とみなすところに従い、被告に対して、原告に訴訟費用を支払うべき旨、又は原告に対して、被告に訴訟費用を支払うべき旨を命じることができる。裁定された費用は、罰金の場合と同様に、徴収できる。

第118条 告訴の時効

本法による違反についての告訴、又は1962年関税法第111条(d)により、かつ、前記法第11条(2)(n)により商品輸入に関する商標保護のため中央政府が告示した商品の没収に関する同法第112条(b)による違反についての告訴については、告訴された違反の時から3年か又は違反の事実を告訴人が知ったときから2年の期間の何れか早い満了後は、これを提訴することができない。

第119条 犯行に関する情報

この章の規定の施行を担当する政府職員は、裁判所において、本法の違反に関して自己が入手した情報の出所を陳述することを強制されない。

第120条 インド国外における行為をインド国内において教唆した場合の処罰

インド国内において当該行為をすれば本法の違反とされる筈の行為について、インド国外ですることをインド国内居住者が教唆したときは、その者は、インド国内で発見された場所において、その教唆について裁判にかけられ、その者がその場所で当該教唆に係る行為をした場合と同様に、刑罰に処せられる。

第 121 条 刑事裁判所の順守すべき許容変量に関する中央政府の指示

中央政府は、官報告示によって、商品の場合に刑事裁判所により許容されるべきものとして認められる数、量、寸法、容量、又は重量についての変量限度に関する指示を発することができる。

第 XIII 章 雑則

第 122 条 善意の行為の保護

訴訟又はその他の法律手続は、善意でされた事項、又は本法に従ってすることを意図した事項について何人に対しても提起することができない。

第 123 条 公務員である一定の者

本法により任命された各人及び審判部の各審判官については、インド刑法第 21 条の趣旨における公務員であるとみなす。

第 124 条 商標登録の効力が問題となった場合の手続の停止等

(1) 商標侵害訴訟において、

(a) 被告が、原告の商標登録の無効を主張する場合において、又は

(b) 被告が、第 30 条(2)(e)により抗弁をし、かつ、原告が、被告の商標の登録の無効を主張する場合において、

その訴訟を審理する裁判所(以下「裁判所」という。)は、

(i) 原告又は被告の商標に関する登録簿の更正手続が、登録官又は審判部に係属しているときは、その更正手続の最終処分があるまで、手続を停止する。

(ii) 登録簿の更正手続が係属しておらず、裁判所が、原告又は被告の商標登録の無効に関する主張が一応支持できるものと納得するときは、商標登録の無効に関する争点を取り上げ、かつ、当事者に審判部に対して登録簿の更正申請をすることを可能にするため事件審理を、その争点主張の日から 3 月間、延期する。

(2) 関係当事者が、(1)(b)(ii)に掲げた 3 月以内、又は裁判所が十分な理由があるものと認めて許可した延長期間内に、登録簿の更正申請をしたことを裁判所に対して立証したときは、その更正手続の最終処理があるまで、訴訟審理を停止しなければならない。

(3) 登録簿の更正申請が、前記の 3 月以内、又は裁判所が許可した延長期間内にされなかったときは、その商標登録の効力に関する争点は、放棄されたものとみなし、裁判所は、その事件の他の争点についての訴訟手続を遂行する。

(4) (1)又は(2)に掲げた登録簿の更正申請についてされた最終命令は、当事者を拘束し、かつ、裁判所は、その命令が商標登録の効力についての争点に係する限りにおいて、その命令に適合するように訴訟を処理しなければならない。

(5) 本条による商標侵害訴訟の停止は、その訴訟の停止期間中に、中間命令(差止命令、勘定保全命令、管財人指定命令又は財産差押命令を含む。)をすることを妨げない。

第 125 条 一定の場合に審判部に対してすべき登録簿の更正申請

(1) 登録商標侵害訴訟において、原告の商標の登録の効力について被告が争うとき、又はかかる訴訟において第 30 条(2)(e)により被告が抗弁をし、原告が被告の商標の登録の効力を争うときは、関係商標登録の効力に関する争点は、登録簿の更正申請に基づいてのみ決定される。この場合、第 47 条又は第 57 条に拘らず、前記申請は、登録官ではなく審判部に対してしなければならない。

(2) (1)の規定に従うことを条件として、登録簿の更正申請が、第 47 条又は第 57 条によって

登録官に対してされた場合において、登録官は、適当と認めるときは、如何なる手続段階にある申請についても、審判部に付託することができる。

第 126 条 標章を付した商品の販売上の黙示的保証

標章若しくは商標又は取引表示が販売のとき商品に、若しくは商品販売の契約に、又はサービスの契約に関して使用されているときは、売主は、その商標若しくは標章が真正なものであり、虚偽に使用されているものではないこと、又は取引表示が本法の趣旨で虚偽の取引表示ではないことを保証するものとみなされる。ただし、売主によって又は売主に代わり、署名され、商品販売時又は契約によるサービス提供時に買主に交付され、かつ、買主が受領した何らかの書面に反対の事項が記載されている場合は、この限りでない。

第 127 条 登録官の権限

本法により登録官に対してされる一切の手続において、

(a) 登録官は、証拠を受理し、宣誓を執行し、証人を出頭させ、書類の開示及び提出をさせ、かつ、証人尋問囑託書を交付する目的で、民事裁判所が有する一切の権限を有する。

(b) 登録官は、第 157 条により本件について制定された規則に従うことを条件として、登録官が合理的と認めるところに従い手続費用に関する命令をすることができ、かつ、この命令は、民事裁判所の命令と同様に執行することができる。

ただし、登録官は、証明商標の所有者が商品又はサービス提供の証明をすることを拒絶し、又は標章の使用を許諾することを拒絶したことに対する審判請求のあったとき、何れの当事者に対しても手続費用の裁定をする権限を有さない。

(c) 登録官は、所定の方法による申請があるときは、自己が行った決定を審査することができる。

第 128 条 登録官による裁量権の行使

第 131 条の規定に従うことを条件として、登録官は、本法又は本法により制定された規則により登録官が有する裁量権又はその他の権限について、これを行使される者に対して、(所定の期間内にその者による請求があったときは)聴聞を受ける機会を与えることなしに、その者に不利に行使することはできない。

第 129 条 登録官に提出する証拠

本法に基づく登録官に対する手続において、証拠は、宣誓供述書によってされる。

ただし、登録官は、適当と認めるときは、宣誓供述書による証拠に代えて又はこれに加えて、口頭証言をさせることができる。

第 130 条 当事者の死亡

本法による手続(審判部又は裁判所における手続を除く。)の当事者である者が、手続の係属中に死亡したときは、登録官は、請求に基づき、かつ、死亡者の権利の移転について登録官の納得する証拠に基づき、死亡者の相続人に手続を代行させることができ、又は登録官が死亡者の権利が生存当事者によって十分代表されていると認めるときは、死亡者の相続人による代行しに、手続の継続を許可することができる。

第 131 条 期間の延長

(1) 登録官において、所定の方法により、かつ、所定の手数料を添えた申請に基づき、指定期間の満了の前後を問わず、何らかの行為をする期間(本法に別途規定された期間を除く。)を延長するに十分な理由があると納得したときは、登録官は、適当と認める条件を付して、その期間を延長し、かつ、この旨を当事者に通知することができる。

(2) (1)は、期間延長の申請を処理する前に当事者を聴聞すべきことを登録官に対して命じるものではなく、本条による登録官の命令に対しては、審判請求をすることが一切できない。

第 132 条 手続の放棄

登録官が、本法又は本法施行前に効力を有した商標に関する法律に基づいてされた申請の遂行において、申請人に懈怠があると認めるときは、申請人に対して、通知により、指定期間内に懈怠を是正すべき旨を命じることができ、かつ、申請人が望むときは、聴聞を受ける機会を与えた後、その通知で指定した期間内に是正されない限り、当該申請は放棄されたものとして取り扱うことができる。

第 133 条 識別性に関する登録官の予備的助言

(1) 登録官は、商標登録出願をしようとする者から所定の方法による申請があったときは、当該商標が一応識別性があると思われるか否かについて助言することができる。

(2) 登録官が前項により肯定的な助言をした商標の登録出願がその助言から 3 月以内にされた場合において、登録官が更に調査及び審査をした後、出願人に対して、その商標の識別性がないことを理由として、拒絶通知をしたときは、出願人は、所定の期間内に取下の通知をした上、出願時に納付した手数料の還付を受けることができる。

第 134 条 地方裁判所に提起されるべき侵害訴訟等

(1) 次に掲げる訴訟については、これについて裁判管轄権を有する地方裁判所より下級の裁判所に対して、提起することはできない。

(a) 登録商標の侵害に対する訴訟、又は

(b) 登録商標における権利に関する訴訟、又は

(c) 登録か非登録かを問わず、原告の商標と同一又は酷似する商標の被告による使用から生じた詐称通用に対する訴訟

(2) (1)(a)及び(b)の適用上、「裁判管轄権を有する地方裁判所」とは、1908 年民事訴訟法又は現に効力を有するその他の法律に拘らず 訴訟若しくはその他の手続を提起した時点で、当該訴訟若しくは手続を提起した者、又はそれらの者が 2 人以上の場合はその何れかの者が実際に、かつ、任意に居住するか又は営業を行い若しくは個人で営利活動を行っている地域に裁判管轄権を有する地方裁判所を含む。

説明 - - (2)の適用上、「者」とは、登録所有者及び登録使用者を含む。

第 135 条 侵害又は詐称通用に関する訴訟における救済

(1) 第 134 条に掲げた侵害又は詐称通用に対する訴訟において、裁判所が与える救済は、差止命令(裁判所が適当と認める条件があればそれに従う。)、並びに破棄又は抹消のため侵害する貼札及び標章の引渡を求める命令を付すか否かを問わず、原告の選択による損害賠償又

は不当利得の返還の何れかを含む。

(2) (1)による差止命令には、次の各号の何れかについての一方的差止命令又は中間命令を含むことができる。

(a) 書類の開示

(b) 侵害商品、書類、又は訴訟対象に関係するその他の証拠の保全

(c) 最終的に原告に対して裁定される損害、費用、又はその他の金銭的救済を回収する原告の能力に悪影響を及ぼす方法で被告が財産を処分し又は取り扱うことの制限

(3) (1)に拘らず、裁判所は、次に掲げる場合は、損害賠償(名目的損害賠償を除く。)又は不当利得の返還による救済を与えることができない。

(a) 商標侵害訴訟において、訴えられた侵害が証明商標又は団体標章に関連する場合、又は

(b) 侵害訴訟において、被告が次に掲げることを裁判所に納得させた場合

(i) 被告が訴訟対象の商標の使用を開始したとき、被告は、原告のその商標が登録を受けているものであること、又は原告が許諾された方法により登録商標を使用する登録使用者であることを知らず、かつ、そのことを信じる適切な理由を有していなかったこと、及び

(ii) 被告が当該商標に関する原告の権利の存在及び内容を知ったとき即座に、指定商品又はサービスについてその商標を使用することを止めたこと、又は

(c) 詐称通用訴訟において、被告が次に掲げることを裁判所に納得させた場合

(i) 被告が訴訟対象の商標の使用を開始したとき、被告は、原告のその商標が現に使用されているものであることを知らず、かつ、そのことを信じる適切な理由を有していなかったこと、及び

(ii) 被告が原告の商標の存在及び内容を知ったとき即座に、訴訟対象の商標の使用を止めたこと

第 136 条 一定の手続において起訴されるべき登録使用者

(1) 第 VII 章又は第 91 条に基づく各訴訟手続において、許諾を受けた使用方法により商標を使用する各登録使用者であって、同章又は同条に基づく手続において自身が申請人でない者も、その手続の当事者とされる。

(2) 他の法律に拘らず、その手続の当事者とされた登録使用者は、出廷して訴訟手続に参加しない限り、訴訟費用を支払う必要がない。

第 137 条 登録簿の登録事項についての証拠等及び登録官によりされた事項

(1) 登録簿における登録事項又は第 148 条(1)に掲げる書類の謄本であって、登録官が認証し、かつ、商標登録局の公印の押捺があるとされるものは、すべての裁判所及びすべての手続において、更なる立証又は原本の提出を必要とせず、証拠として採用される。

(2) 本法又は規則により登録官が作成し若しくはする権限を有する登録事項若しくはその他の事項に関する登録官の署名入りとされた証明書は、された登録事項及びその内容又は作為若しくは不作為についての一応の証拠とする。

第 138 条 登録簿等の提出を強制されない登録官及び他の職員

登録官又は商標登録局の他の職員は、自己が当該訴訟手続の当事者でないすべての訴訟手続において、登録簿又は自己が保管中の他の書類の提出を強制されず、かつ、それらの内容に

については、本法により交付される認証謄本の提出により立証することができるものとし、裁判所が特別の理由からする命令によらない限り、前記の認証謄本に記載された事項を立証するため証人として出廷することを強制されない。

第 139 条 商品に原産地の表示をさせる権限

(1) 中央政府は、官報告示により、インド国外で製造若しくは生産され、かつ、インドに対して輸入された商品、又はインド国内で製造若しくは生産された商品であって、告示において指定された類の商品については、公布の日から 3 月以上経過後の告示による指定の日からは、製造若しくは生産された国若しくは場所、又は製作者若しくは注文者の名称及び住所の表示を付すべき旨を命令することができる。

(2) 当該告示では、その表示をすべき方法、すなわち、商品に表示をするか又はその他の方法によるか、並びに表示の存在が必要な時期及び場合、すなわち、輸入時のみか、又は卸売か、小売か、若しくは両方かを問わず、販売時にもまた必要か否かに関して、規定することができる。

(3) 本条による告示については、関係商品の取扱い業者、製造者、生産者、若しくは使用者の利益を実質的に代表する者若しくは団体からその公布の申請がない限り、又は中央政府が必要とする調査をするか否かを問わず、告示を公布することが公共の利益上必要であると認めない限り、これを公布しない。

(4) 1897 年一般條款法 (General Clauses Act) 第 23 条の規定は、以前に公布された条件に従い規則制定又は附則制定に適用されるのと同様に、本条による告示の公布に対しても適用する。

(5) 本条による告示については、インド国外において製造又は生産され、かつ、インドに対して輸入された商品であって、輸入時に税関長が、インドにおいて積替後か、インドを通過後か、又はその他の方法であるかを問わず、その後輸出されるものであることに納得するときは、その商品に対しては、これを適用しない。

第 140 条 虚偽商標を付した輸入商品に関する情報を要求する権限

(1) 登録商標の所有者又はその使用権者は、商品の輸入が第 29 条 (6) (c) により侵害を構成するときは、その商品の輸入を禁止すべき旨を関税徴収官に対して書面により通知することができる。

(2) 商標保護のため 1962 年関税法第 11 条 (2) (n) による中央政府の告示により輸入を禁止されており、輸入されれば、同法により没収されるべき商品がインドに輸入された場合において、税関長は、申立に基づき、申立対象商標が虚偽商標として使用されているものと認めるに足りる理由を有するときは、その商品の輸入者又はその者の代理人に対して、その商品に関してその者が所持する書類を提出すべき旨を命じ、かつ、その商品のインド向けの出荷人及びインドにおける受取人の名称及び住所に関する情報を提出すべき旨を命じることができる。

(3) 輸入者又はその者の代理人は、14 日以内に、前項の命令に従わなければならないときは、その者は、500 ルピー以下の罰金に処する。

(4) 本条に基づく商品の輸入者又はその者の代理人から入手した情報については、税関長は、虚偽商標として使用されたものと申し立てられた商標の登録所有者又は登録使用者に通知す

ることができる。

第 141 条 効力の証明書

審判部における登録簿更正の法律手続において、商標登録の効力に関する争点について、登録所有者に有利な決定がされたときは、審判部は、その旨の証明書を交付することができる。その証明書が交付された場合において、前記効力が問題となるその後の法律手続において、前記所有者は、商標登録の効力を確認して自己に有利な確定命令又は判決を受けたときは、自己の全訴訟費用、手数料、及び自己が依頼人として弁護士に支払うような経費を受け取る権利を有する。ただし、前記命令又は判決が、十分な理由により別段のことを命じた場合は、この限りでない。

第 142 条 訴訟するとの根拠のない脅迫

(1) 何人かが、登録商標又はその者が登録されるべきと主張する商標について、回状、広告又はその他の方法により、侵害訴訟若しくは手続又はそれと同様の他の手続を取ると他人を脅迫したときは、被害者は、脅迫者がその商標の登録所有者又は登録使用者であるか否かを問わず、これに対して訴訟を提起し、脅迫が不当なものである旨の宣告及びその脅迫の続行に対する差止命令を得ることができ、かつ、その者が受けた(若しある場合)損害を回収することができる。ただし、最初に述べた者が、当該商標は登録を受けたものであること、及び訴訟をすると脅迫した行為の対象は商標侵害を構成しており、又はその行為がされるときは商標侵害を構成する筈であることを裁判所に納得させた場合は、この限りでない。

(2) 前項については、商標の登録所有者又は第 52 条(1)により行動する登録使用者が、商標侵害訴訟をすると脅迫された者に対して、相当な注意を払って訴訟を提起したときは、これを適用しない。

(3) 本条は、訴訟依頼人のために職業上の資格で弁護士又は登録商標の代理人が行った行為について、それらの者に対して、本条による訴訟の責任を一切負わずものではない。

(4) (1)に基づく訴訟は、地方裁判所より下級の裁判所に対しては、提起することができない。

第 143 条 送達の宛先

申請書又は異議申立書に記載された送達の宛先については、申請又は異議申立の目的では、申請人又は場合に応じて異議申立人の住所とみなす。申請又は異議申立に関する一切の書類は、申請人又は場合に応じて異議申立人に対する送達の宛先において手交し、又は当該宛先に対して郵便により送達することができる。

第 144 条 参酌されるべき取引慣習等

商標に関する訴訟において、審査審判廷は、関係取引の慣習、及び他人により正当に使用された関連する商標、商号、又は外装については、証拠としてこれを採用する。

第 145 条 代理人

本法により又は本法に基づいて、登録官の前で、何人かが宣誓供述以外の何らかの行為をすることを求められているときは、その行為については、本件について制定の規則に従うことを条件として、その者自身による代りに、所定の方法により正当に委任された、次に掲げる

者によって行為をすることができる。

- (a) 弁護士
- (b) 所定の方法により、商標の代理人として登録されている者、又は
- (c) 正式かつ正規の復代理人

第 146 条 無権の代理人又は代表者により登録された標章

登録商標の所有者の代理人又は代表者が委任を受けずに自己の名義で標章を使用し、登録しようとし又は登録するときは、当該所有者は、出願された登録に対して異議を申し立てる権利を有し、又は自己に対する譲渡により自己を前記標章の登録所有者になすべく、登録簿のその取消若しくは更正を確保する権利を有する。

ただし、前記行為は、当該商標の登録所有者が当該代理人又は代表者の行為を知ってから 3 年以内にされなければならない。

第 147 条 索引

登録官の指揮監督下で、次に掲げるものを保管しなければならない。

- (a) 登録商標についての索引
- (b) 登録出願が現に係属している商標の索引
- (c) 登録商標の所有者の名称の索引、及び
- (d) 登録使用者の名称の索引

第 148 条 公衆の閲覧に供する書類

- (1) 第 49 条(4)に別段の規定がある場合を除き、
 - (a) 登録簿、及び登録事項の根拠となった書類、
 - (b) 商標登録に対する各異議申立書、登録官に対する更正申請書、これに対する答弁書、及び登録官に対する手続において当事者より提出された宣誓供述書又は他の書類、
 - (c) 第 63 条又は第 74 条に基づいて寄託されたすべての規約、及び第 66 条又は第 77 条に基づくその規約変更の申請書、
 - (d) 第 147 条に掲げた索引、及び
 - (e) 官報告示により中央政府が指定するその他の書類については、所定の条件に従い、商標登録局において、公衆の閲覧に供さなければならない。

ただし、前記登録簿が全部又は一部コンピュータに保存されているときは、本条による当該登録簿の閲覧は、コンピュータに保存された登録簿の関係登録事項のプリントアウトを閲覧することによりする。

- (2) 何人も、所定の手数料を添えて登録官に対して申請することにより、登録簿における登録事項又は(1)に掲げた書類についての認証謄本を入手することができる。

第 149 条 議会に提出すべき登録官の報告書

中央政府は 登録官による又はその指揮監督下での本法の施行を検討する報告書を毎年 1 回、議会両院に対して提出しなければならない。

第 150 条 手数料及び割増手数料

(1) 本法に基づく出願，登録，及びその他の事項については，中央政府により定められた手数料及び割増手数料を納付しなければならない。

(2) 登録官がする行為について手数料の納付を要するときは，登録官は，その手数料の納付があるまで，その行為をしない。

(3) 商標登録局に対する書類の提出について手数料の納付を要するときは，その手数料の納付があるまで，その書類については，商標登録局に提出されなかったものとみなす。

第 151 条 第 XII 章の一定の事項についての適用除外

第 XII 章の規定は，次に掲げることを一切定めるものではない。

(a) 同章の規定がなければ本来その者に対してされる筈の訴訟又はその他の手続からその者を免責すること，又は

(b) 訴訟若しくはその他の手続において完全な証拠開示をすることを拒絶し，又は質問若しくは尋問に答弁することを拒絶する権限を何人かに対して付与すること。ただし，その証拠開示又は答弁は，同章の規定による違反に対する告訴においてその者に対する証拠として，又は 1962 年関税法第 111 条(d)により，かつ，同法第 11 条(2)(n)により輸入商品に関する商標保護のため中央政府が告示した商品の没収に関する同法第 112 条(h)に対する証拠として，採用されない。又は

(c) インドに居住する使用者(master)の如何なる従業者(servant)についても，使用者の指示に従い誠実に行動し，かつ，告訴人の要求により若しくは告訴人のために，その者の使用者に関する情報及びその者の使用者から受けた指示に関する情報を一切提供した従業者を告訴又は処罰の対象とするように解釈すること

第 152 条 1908 年インド登録法に基づき登録できない商標の所有権に関する宣言

1908 年インド登録法に拘らず，登録商標以外の商標に対するある者の所有権又は権原を宣言し若しくは宣言する趣旨とされる書類については，同登録法による登録を一切受けることができない。

第 153 条 本法の規定により拘束を受ける政府

本法の規定は，政府を拘束する。

第 154 条 条約国の国民からの登録出願に関する特別規定

(1) 自国の国民に対して付与しているのと同等の権利をインド国民に対して付与しているインド以外の国家，又は国家群若しくは国家同盟又は政府間機関の構成国との条約，協約，又は取極の履行のため，中央政府は，官報告示により，本法の適用上，当該の国家，国家群，国家同盟，又は政府間機関について，条約国，条約国家群，条約国家同盟，又は場合に応じて条約政府間機関であることを宣言することができる。

(2) 何人かが条約国又は国家群，国家同盟又は政府間機関の構成国である条約国において商標の登録出願をし，かつ，その者又はその者の法律上の代表者若しくは譲受人が，当該条約国又は国家群，国家同盟又は政府間機関の構成国である条約国における出願日の後 6 月以内にインドにおける商標の登録出願をした場合において，その商標が本法により登録を受けた

ときは、その商標については、当該条約国又は国家群、国家同盟又は政府間機関の構成国である条約国における出願日をもって登録されるものとし、かつ、本法の適用上、その日を登録日とみなす。

(3) 商標登録出願が2以上の条約国又は国家群、国家同盟又は政府間機関の構成国である条約国でされたときは、前項に掲げた6月の期間については、それらの出願のうち最先の出願日からこれを起算する。

(4) 本法は、商標の所有者に対して、本法による商標登録の出願日前にされた侵害に対する損害を回収する権利を一切付与するものではない。

第155条 相互主義に関する規定

中央政府が官報告示により指定した国家、又は国家群、国家同盟又は政府間機関の構成国である国が、商標の登録及び保護に関して自国の国民に対して付与しているのと同等の権利をインド国民に対して付与していないときは、当該国家、又は国家群、国家同盟又は場合に依りて政府間機関の構成国である国の国民は、単独で又は他人と共同して、次に掲げることをする資格を有さない。

(a) 商標の登録出願をし若しくは商標の所有者としての登録を受けること

(b) 登録商標の所有者の譲受人としての登録を受けること、又は

(c) 第49条により商標の登録使用者としての登録申請をし若しくは登録使用者としての登録を受けること

第156条 障害を排除する中央政府の権限

(1) 本法の規定を実施するに当たり障害が生じたときは、中央政府は、官報に告示の命令により、その障害を排除するのに必要と認める、本法の規定に相反さない規定を制定することができる。

ただし、本法の施行から5年の満了後は本条による命令を一切発することができない。

(2) 本条により発せられた各命令は、その後できる限り速やかに、議会各院に提出しなければならない。

第157条 規則制定権限

(1) 中央政府は、官報告示により、かつ、以前に公布された条件に従い、本法の規定を執行するため、規則を制定することができる。

(2) 前記の規則は、特段に、かつ、前記に認められた権限の原則を害することなく、次に掲げる事項の全部又は一部について定めることができる。

(i) 第6条(1)により商標登録簿に記載すべき事項、及びコンピュータ用フロッピーディスク若しくはディスクレット又は同条(2)による他の電子形式の記録の保存上順守すべき安全保護措置

(ii) 第8条(1)による商品及びサービスの分類のアルファベット順索引の公告方法

(iii) 登録官が第13条による国際的非商標権名称としての語を公示する方法

(iv) 第16条(5)による連合解除の申請方法

(v) 第18条(1)による商標登録の出願方法

(vi) 第20条(1)による登録出願の公告方法、及び同条(2)による訂正又は補正の公告方法

- (vii) 第 21 条(1)による申立及び当該申立について納付を要する手数料，通知をする方法，同条(2)による答弁書の送達方法及び同条(4)による証拠提出の方法及びその期間
- (viii) 第 23 条(2)による登録証の様式，及び同条(3)による出願人への通知方法
- (ix) 第 25 条による更新及び回復の申請様式及び当該申請をすべき時期，各出願とともに納付を要するときはその手数料及び割増手数料，並びに登録官が同条(3)により通知をすべき時期及び当該通知の方法
- (x) 第 40 条(2)による事情陳述書の提出方法
- (xi) 第 41 条による商標の所有者による申請方法
- (xii) 第 43 条による証明商標の譲渡又は移転の申請方法
- (xiii) 第 45 条(1)による登録官に対する権原登録の申請方法
- (xiv) 第 46 条(4)による申請をすべき方法及び期間
- (xv) 第 47 条(2)による申請方法
- (xvi) 第 49 条(1)による申請書，書類及び当該申請書に添付すべき他の証拠，並びに同条(3)による通知方法
- (xvii) 第 50 条(1)による申請方法，同条(2)による通知方法，及び同条(3)による登録取消の
手続
- (xviii) 第 57 条(1)及び(2)による申請方法，同条(4)による通知方法，及び同条(5)による更
正通知の送達方法
- (xix) 第 58 条による申請方法
- (xx) 第 59 条(1)による申請方法，同条(2)及び(3)による申請の公告方法，申請に対する異議
申立の期間及び方法
- (xxi) 第 60 条(2)による公告方法
- (xxii) 第 63 条(2)により規約に規定すべきその他の事項
- (xxiii) 第 71 条(1)による出願方法
- (xxiv) 第 73 条による申請の公告方法
- (xxv) 第 77 条による申請方法
- (xxvi) 第 79 条による商品の類
- (xxvii) 第 80 条(2)による条件及び限定
- (xxviii) 第 82 条による見本による織物の品質についての決定
- (xxix) 第 88 条(1)による部長，副部長，及びその他の審判官に支払を要する給料及び手当並
びにその他の就業条件
- (xxx) 第 89 条(3)による部長，副部長，及びその他の審判官の不正行為又は無能力の調査手
続
- (xxx i) 第 90 条(2)による審判部の職員及び従業者の給料及び手当並びにその他の就業条件，
並びに同条(3)による審判部の職員及び従業者の職務遂行の方法
- (xxx ii) 第 91 条(3)による審判請求の様式，証明方法，及び納付を要する手数料
- (xxx iii) 第 97 条(1)による審判部に対する申請書の様式及びそれに記載すべき詳細
- (xxx iv) 第 127 条(c)による審査の申請方法
- (xxx v) 第 128 条により登録官に対するその裁量権の行使を求める申請をするべき期間
- (xxx vi) 第 131 条(1)による申請方法及びそのために納付を要する手数料
- (xxx vii) 第 133 条(1)による申請方法及び同条(2)による当該申請取下の期間

(xxxviii) 第 145 条により商標代理人として行動することの委任方法及び商標代理人としての登録方法

(xxxix) 第 148 条(1)による書類の閲覧条件及び同条(2)により登録簿の登録事項の認証謄本を入手のため納付を要する手数料

(xl) 第 150 条により出願，登録，及びその他の事項について納付を要する手数料及び割増手数料

(xli) 規定を要し又は規定することができるその他の事項

(3) 本条により付与された規則制定権限は，(2)(xxix)及び(xxxi)に掲げた事項について本法の施行日以後の日付から遡及効果を与える権限を含む。ただし，遡及効果は，当該規則が適用される者の権利に不利な影響を及ぼす規則には与えられない。

(4) 本法に基づき中央政府により制定される各規則は，その制定後できる限り速やかに，開会中の議会の各院に対して提出し，30 日の期間審議を受けるものとし，当該期間は，1 会期又は 2 以上の継続会期に渡ることができ，規則提出の会期直後の会期若しくは前記継続会期の満了前に，両院が当該規則に何らかの修正を加えること又は当該規則は制定すべきでないことに合意したときは，当該規則は以後そのように修正された態様においてのみ効力を有し，又は場合に応じて効力を有さない。ただし，如何なる当該修正又は無効化も当該規則により既にされた事項の効力を害さない。

第 158 条 改正

附則に掲げる法令は，それに規定する方法により，改正する。

第 159 条 廃止及び留保条項

(1) 1958 年インド商標及び商品標法は，本法により廃止する。

(2) 1897 年一般條款法中の廃止に関する規定を害することなく，1958 年インド商標及び商品標法により制定され，公布され，付与され，又はされた告示，規則，命令，要件，登録，証明書，申立，決定，決議，指示，承認，認可，承諾，申請，請求，又はその他の事項であって，本法の施行時に現に効力を有するものについては，引き続き効力を有し，かつ，本法の対応する規定により制定され，公布され，付与され，又はされた場合と同様の効果を有する。

(3) 本法の規定は，本法の施行時に現に係属している商標登録出願，その登録出願に伴う手続，及びその登録出願に対して付与される登録に対して，これを適用する。

(4) 第 100 条の規定に従うことを条件として，かつ，本法の他の規定に拘らず，本法の施行時に裁判所に現に係属している訴訟手続については，本法が可決されなかった場合と同様に，同裁判所においてなお従前の例による。

(5) 本法の他の規定に拘らず，登録商標の特定の使用が本法の施行前に登録された商標の侵害でないときは，当該商標の使用続行は，本法による侵害とはしない。

(6) (2)に拘らず，本法の施行前に登録された商標登録の満了日は，それが登録又は更新された 7 年の期間直後の日とする。

ただし，1958 年商標及び商品標法第 47 条に掲げた防護商標の登録は，その施行から 5 年の満了か又はそれが登録若しくは更新された期間の満了の何れか早い満了の直後の日に効力を失う。

附則(第 158 条参照)改正

年	法律 番号	略称	改正
1956	1	1956 年 会社法	<p>(I) 第 20 条において，(2)を次の項により，代替する。すなわち， 「(2) 前記権限の原則を害することなく，中央政府は，次のものと同 一又は類似の名称は，(1)の趣旨で望ましくないものとみなすことが できる。 (i) 現存の会社が以前に登録済みの名称，又は (ii) 1999 年商標法に基づく他人の登録商標，又は他人の登録出願の 対象である商標 (3) 中央政府は，(2)(ii)により名称を望ましくないとみなす前に， 商標登録官と協議することができる。」</p> <p>(II) 第 22 条(1)において，「により，ときは」で始まり， 「最初に述べた会社」で終わる部分は，次の通り代替する。すなわち， 「不注意その他により，会社が，最初の登録時若しくはその新規名称 による登録時に， (i) 中央政府の見解として，本法に基づくか若しくは旧会社法に基づ くかを問わず 現存の会社が以前に登録済みの名称と同一若しくは類 似の名称により登録されたときは，最初に述べた会社，又は (ii) 商標の所有者による出願時に，中央政府の見解として，1999 年 商標法に基づく当該所有者の登録商標と同一若しくは類似の名称に より登録されたときは，前記の会社は，」</p> <p>(III) 次のただし書を追加する。すなわち， 「ただし，中央政府は，当該会社の登録を知ってから 5 年後にされた (ii)による登録所有者の出願については，一切審査しない。」</p>